

# 全 員 協 議 会 記 録

平成30年9月14日(金)

杉 並 区 議 会

# 全 員 協 議 会 記 録

<b>日 時</b>	平成30年9月14日(金)			午後1時55分～午後5時28分		
<b>場 所</b>	第3・4委員会室					
<b>出席議員</b> (47名)		木村	ようこ		田中	ゆうたろう
		堀部	やすし		松尾	ゆり
		関口	健太郎		奥田	雅子
		市来	とも子		小林	ゆみ
		藤本	なおや		上野	エリカ
		川野	たかあき		山本	あけみ
		太田	哲二		山本	ひろこ
		大泉	やすまさ		井原	太一
		小川	宗次郎		山田	耕平
		上保	まさたけ		そね	文子
		岩田	いくま		松浦	芳子
		増田	裕一		安斉	あきら
	副議長	中村	康弘		北	明範
		川原口	宏之		大和田	伸
		今井	ひろし		浅井	くにお
		脇坂	たつや		金子	けんたろう
		富田	たく		くすやま	美紀
		けしば	誠一		新城	せつこ
		佐々木	浩一		河津	利恵子
		大槻	城一		渡辺	富士雄
	島田	敏光		横山	えみ	
	吉田	あい	議長	大熊	昌巳	
	はなし	俊郎		井口	かづ子	
	富本	卓				
<b>欠席議員</b>	( な し )					
<b>出席説明員</b>	区 長	田中	良	副 区 長	宇賀神	雅彦
	副 区 長	吉田	順之	政策経営部長	白垣	学
	施設再編・ 整備担当部長	喜多川	和美	企画課長	伊藤	宗敏
	事業調整 担当部長	高林	典生	施設再編・ 整備担当課長	福本	弘
	行政管 理担当課長	安藤	武彦	財政課長	中辻	司
	事業調整 担当課長					
拠点整備 担当課長						
都市整備部 副参事(鉄道 立体担当)						

出席説明員	営繕課長	相馬 吏	施設整備課長	郡司 洋介
	総務部長	関谷 隆	総務課長 総務部参事	原田 洋一
	政策法務担当課長	高倉 智史	人事課長 総務部参事	手島 広士
	経理課長	山田 隆史	広報課長	藤山 健次郎
	危機管理室長	寺嶋 実	地域安全担当課長	山田 幸雄
	防災課長	佐藤 秀行	区民生活部長	森 雅之
	地域活性化担当部長 オリンピック・パラリンピック連携推進担当部長	安藤 利貞	区民生活部長 管理課長 区民生活部参事	岡本 勝実
	地域課長 事務取扱区民生活部参事	堀川 直美	地域施設担当課長	梅澤 明弘
	文化・交流課長 事務取扱区民生活部参事	幸内 正治	地域活性化推進担当課長	村野 貴弘
	スポーツ振興課長	阿出川 潔	産業振興センター所長	齋木 雅之
	産業振興センター次長	朝比奈 愛郎	産業振興センター事業担当課長	高橋 俊康
	保健福祉部長	有坂 幹朗	特命担当部長 子ども家庭担当部長	徳嵩 淳一
	高齢者担当部長	田部井 伸子	健康担当部長 杉並保健所長	木村 博子
	保健福祉部管理課長 事務取扱保健福祉部参事	井上 純良	障害者施策課長	河合 義人
	障害者生活支援課長	諸角 純子	高齢者施策課長	清水 泰弘
	高齢者施設整備担当課長	森山 光雄	地域包括ケア推進担当課長	山崎 佳子

出席説明員

子育て支援課長	福原善之	子ども家庭支援担当課長	笠真由美
保育課長 事務取扱保健 福祉部参事	武井浩司	保育施設担当課長	森令子
児童青少年課長	土田昌志	子どもの居場所づくり担当課長	倉島恭一
在宅医療・生活支援センター所長	山田恵理子	杉並福祉事務所生活自立支援担当課長 事務取扱保健福祉部参事	神保哲也
健康推進課長	日暮修通	地域保健・医療連携担当課長	布施晴香
都市整備部長	渡辺幸一	まちづくり担当部長	茶谷晋太郎
土木担当部長	吉野稔	都市整備部管理課長 事務取扱都市整備部参事	正田智枝子
都市企画担当課長 交通担当課長	山川浩	住宅課長	塚田千賀子
市街地整備課長	河原聡	耐震・不燃化担当課長	花岡雅博
土木管理課長 事務取扱都市整備部参事	友金幸浩	土木計画課長	三浦純悦
狭あい道路整備課長	緒方康男	みどり公園課長	土肥野幸利
環境部長	齊藤俊朗	環境課長	寺井茂樹
ごみ減量対策課長	内藤友行	杉並清掃事務所長	土田麻紀子
教育委員会事務局次長	田中哲	教育企画部長 教育人事企画課長 事務取扱	白石高士
学校整備担当部長	中村一郎	生涯学習担当部長 中央図書館長	鈴木雄一

出席説明員	庶務課長 事務取扱教育 委員会事務局 参事	都 筑 公 嗣	学 務 課 長	高 山 靖
	特別支援教育 課長	阿 部 吉 成	学校支援課長	高 沢 正 則
	学校整備課長	渡 邊 秀 則	生涯学習推進 課長事務取扱 教育委員会参 事	本 橋 宏 己
	済美教育 センター所長	平 崎 一 美	中央図書館 次長事務取扱 教育委員会参 事	加 藤 貴 幸
事務局職員	事務局 長	佐 野 宗 昭	事務局 次長	植 田 敏 郎
	議事係 長	蓑 輪 悦 男	担当書記	高 野 貢 志

## 目 次

杉並区総合計画（10年プラン）・杉並区実行計画（3年プログラム）等の改定案について、杉並区立施設再編整備計画（第一期）・第二次実施プランの計画案について、杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定案について …… 5

### 質疑

脇坂たつや議員	14
渡辺富士雄議員	20
そね文子議員	25
富田たく議員	29
藤本なおや議員	35
安斉あきら議員	41
山本あけみ議員	45
松尾ゆり議員	51
田中ゆうたろう議員	56
堀部やすし議員	59
木村ようこ議員	64

(午後 1時55分 開会)

**議長** これより全員協議会を開会いたします。

お諮りいたします。

傍聴人から撮影、録音、パソコン等電子機器使用の希望があった場合は、これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長** 異議ないものと認めます。よって、申し出があった場合は許可することといたします。

本日の議題は、杉並区総合計画（10年プラン）・杉並区実行計画（3年プログラム）等の改定案について、杉並区区立施設再編整備計画（第一期）・第二次実施プランの計画案について、杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定案についてであります。

このほど区長から、この件について全議員に説明したい旨の申し出がありましたので、本日、全員協議会を開会することとしたものです。

初めに、区長から挨拶があります。

**区長** 本日、杉並区総合計画及び実行計画を初めとする6計画の改定案の説明のために全員協議会の開催をお願いいたしましたところ、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

このたび、総合計画、実行計画、協働推進計画、行財政改革推進計画及び区立施設再編整備計画（第一期）・第二次実施プラン並びに杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定案がまとまりましたので、本日は、その内容を皆様に御説明させていただきます。

総合計画のホップ・ステップ・ジャンプの最終段階であるジャンプの期間、平成31年度から33年度の3カ年が計画期間となることから、基本構想の実現に向けて、これまでの取り組み実績や区政を取り巻く環境の変化を踏まえ、見直しを行うものでございます。

改定に先立ちましては、昨年11月に区民アンケートを実施し、本年3月に改定の基本方針を定めて以降、区議会の皆様からいただきました会派要望なども踏まえながら、改定作業を進めてまいりました。

各計画の改定案につきましては、去る8月27日の総務財政委員会に御報告の上、9月3日から区民等の意見提出手続を開始いたしました。また、区立施設再編整備計画につきましては、8月28日から区内7カ所で地域説明会を実施したところです。

今後、改定案に対し、区民、関係団体及び区議会の皆様から御意見をいただき、11月には計画を決定し、31年度予算への反映を図ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、冒頭の御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**議長** それでは、これより説明を聴取いたします。

**企画課長** それでは、私のほうからは、総合計画、実行計画の改定案についての御説明をさせていただきます。その他6計画ございますが、時間の関係もございまして、概略のほうで御説明をさせていただきたいと存じますので、本日は、参考資料となっておりますA3の用紙がございまして、そちらのほうを使いまして、それぞれ御説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

今回の改定、ただいま区長から申し上げましたとおり、31年から33年の3カ年でございまして、総合計画の計画期間、3段階に分けた最後のジャンプの期間となります。これまでの取り組みの成果を評価、検証の上、基本構想の実現を確実なものにするという認識のもと、区政を取り巻く環境の変化を勘案して改定を行うものでございます。

今回の総合計画、実行計画につきましては、計画の体系ということにつきましては、基本構想の5つの目標に従い設定をしております総合計画の32の施策につきましては、変更はございません。

また、協働推進基本方針の3つの方針、行財政改革基本方針の5つの方針につきましても変更は行ってございませんが、行革の方針に関しましては、後ほど御説明をしますが、財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルールについて見直しを行っております。

実行計画につきましては、計画期間の具体的取り組みとして、新規事業3つを含む合計133事業となっております。

ここからは、参考資料1の内容に沿って御説明をさせていただきます。

施策指標につきましては、認可保育所の整備率と不登校児童・生徒のうち専門機関等による支援を受けている割合、この2つの指標を新設しておりまして、国や都による指標の見直し等の状況を踏まえて、よりわかりやすい指標への見直しを行いました。この結果、4つの指標の変更を行っております。

また、目標数値につきましては、特養ホームの確保定員等、12の目標値の上方修正を行っております。

また、参考資料の2ということで施策指標の一覧がございまして、こちらで御確認をいただければと存じます。

次に、実行計画の事業でございます。

基本構想の実現に向けた取り組みの加速化、見直しに加えまして、喫緊の課題の取り



組みを入れてございます。ここでは目標ごとに申し上げます。

まず、目標1でございますが、耐震・不燃化の取り組み、帰宅困難者の一時滞在施設の確保、地域区民センターの防災機能強化、振り込め詐欺対策としての高齢者世帯への自動通話録音機の貸与、街路灯のLED化など、3施策19事業を計画化してございます。

目標2につきましては、狹隘道路の拡幅整備拡充、補助132号線の事業認可に向けた取り組み、商店街装飾灯のLED化、防犯カメラの設置、西荻窪、富士見ヶ丘のそれぞれについての駅周辺まちづくり方針の策定など、4施策22事業を計画化してございます。

目標3につきましては、公園整備として、馬橋公園、柏の宮公園、仮称荻外荘公園の計画化、また、緑の創出、ごみ減量推進のためのフードドライブの常設窓口拡張、新たな資源分別品目の検討など、3施策17事業の計画でございます。

目標4につきましては、健康長寿の取り組みとして、認知症の早期発見・早期対応を図る取り組み、フレイルサポーター養成等の取り組み、在宅医療・生活支援センターを核とした複合的課題を持つ世帯への支援充実、多様な住まいとしての特養ホームの整備、認知症グループホームなどの整備、生活困窮者自立支援の取り組み、これら8施策28事業の計画化をしてございます。

特養ホームにつきましては、御案内のとおり、確保定員を2,388ということで上方修正してございます。

それから目標5でございます。引き続き認可保育所の整備を進めるということで、計画3カ年での2,120人分の確保、希望する全ての子供が認可保育所に入れる環境の整備ということとともに、保育の質の確保についても取り組みを計画化してございます。そのほか、学童クラブの小学校内への整備、放課後等居場所事業の小学校内での実施、子ども・子育てプラザの整備、また、地域型の子ども家庭支援センター整備などによる児童虐待対策など、それから、小中学校の授業で1人1台使用できるようタブレット端末の配備、交流事業等の推進でホームステイ・ホームビジット支援事業の実施など、14施策47事業の計画化をしてございます。

計画は以上でございますが、この計画の改定に伴って人口推計も行っております。人口推計につきましては、参考資料5がございまして、こちらもごらんいただければと存じますが、推計方法は、従前のとおり推計を行っておりますが、各年の推移を申し上げますと、今後も当面は区の人口は増加するというところで、平成46年、2034年をピークに減少局面に入るという推計でございまして。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定におきましては、これを延ばして、長期の推

計で2065年まで行ってございます。こちらを見ていただきますと、少子高齢化の進展がさらに進み、人口の当面増がありながらも長期的には減少。それから、人口構成につきましても、2065年には高齢者の人口が現在の21%から31%になるというような、高齢化が進むという予測をしているものでございます。

6計画につきましては、現在パブリックコメントを実施しておりまして、10月9日まで区民等の意見提出手続を行い、この後、いただいた御意見等、また区議会での御意見等も踏まえつつ、11月には計画改定の内容を決定し、改めて区議会に御報告した後、12月に公表してまいる予定でございます。

その他の計画につきましては、それぞれ所管の課長からまた改めて御説明をさせていただきます。

私からは以上です。

**行政管理担当課長** 続きます。私からは、協働推進計画、行財政改革推進計画について説明をさせていただきます。

初めに、協働推進計画でございますけれども、参考資料3をごらんください。取り組み内容につきまして御説明をさせていただきます。

まず、全体といたしましては、実行計画との整合性を図りまして、新規項目を1つ加え、全体で46項目を計画化いたしました。

方針1でございますけれども、区民や団体のボランティア活動による協働の取り組みを拡充していくとともに、新たに食品ロスの削減を掲げ、区民参加と団体との連携により、ごみ減量運動を推進していくものでございます。

方針2では、地域人材の育成を進めるため、すぎなみ地域大学の運営を見直し、講座修了者の地域活動参加率の向上を図っていくものでございます。

また、協働による地域課題解決と公共サービスの提供では、協働提案制度の募集方法を見直し、NPO団体等との協働の事業化を推進してまいります。

方針3では、区長と区民が区政を話し合う機会の拡充を検討するなど、日ごろ発言機会の少ない区民が区政へ参加する取り組みを推進してまいります。

続きます。行財政改革推進計画の説明に移りたいと思います。こちらは参考資料4をごらんください。

それでは、計画改定案でございますけれども、新規項目を7つ、取り組みを終了するものが8つございまして、全体で52項目を計画したものでございます。

まず、方針1でございますけれども、持続可能な財政運営の確保につきましては、財政ルールに関する取り組みでございますので、後ほど財政課長より御説明をさせていただきます。

だきます。

広告収入等の確保についてでございますけれども、ネーミングライツの対象を拡大していくほか、施設等を活用した収入確保の可能性を検討してまいります。

次に、民間事業者との連携による敬老会事業等の収入確保につきましては、新規項目でございます。敬老会や成人祝賀のつどい等の式典後のイベント等に要する経費の削減のため、民間事業者のノウハウを活用した運営を行う取り組みを計画化してまいります。

続きまして、使用料・手数料等の見直しですが、市場性や公共性などの観点を踏まえまして、施設使用料等を検討していくものでございます。そのため計画案では、算定方法の見直しを踏まえまして、使用料改定案についてパブコメを行った上で実施するとしているものでございます。

続きまして、方針2に移ります。

1つ目のすぎなみ地域大学の業務実施方法の見直しと、3つ目の中央図書館のサービス業務実施方法の見直しにつきましては、新規項目でございます。

続きまして、2つ目の公園管理体制の見直しにつきましては、公園管理事務所の民間委託化を進めるほか、今後の管理体制につきましては、指定管理者制度やPFIの導入の可能性について調査研究して、取り組みをしていくものでございます。

5つ目以降の区立保育園の民営化等の推進、学童クラブ運営委託の推進、介護保険課・課税課の業務委託等の推進につきましては、これまで計画化していた民間委託等を進めていくものでございます。

続きまして、地域区民センターへの指定管理者制度の導入、地域図書館の指定管理者制度への移行につきましては、新規項目でございます。業務委託による運営を、民営化によりさらに効率化を図る取り組みとしてございます。

最後の入札・契約制度の改革につきましては、公契約条例の制定も視野に入れ、従事者の適正な労働環境の整備拡充を検討するものでございます。

続きまして、方針3でございますが、3つ目の職員数の適正管理につきましては、職員数の定員管理方針を策定し、その後は、方針に基づき、計画的に管理、取り組みをしていくものでございます。今後はフルタイム再任用職員の増加が見込まれるなど、大変厳しい状況でございますが、3年間で20名の職員を削減するとしているものでございます。

方針4につきましては、区立施設の再編整備におきましてこの後説明がございまして、省略をさせていただきます。

最後に方針5でございますけれども、引き続き隣接自治体との連携による区民サービスの向上、基礎自治体間の新たな広域連携の推進などの取り組みを進めていくものでございます。

私からは以上です。

**財政課長** 引き続きまして、私のほうから、同じく参考資料4の左の下段でございますけれども、財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール見直し案について御説明をさせていただきます。今般、5つ、新しく策定をいたしております。

1つ目でございます。「大規模災害や経済事情の著しい変動等による減収に備え、財政調整基金の年度末残高350億円の維持に努めます。」としております。こちらにつきましては、大規模災害への備えといたしまして150億円、経済事情の変動の備えといたしまして200億円、合計350億円といたしております。

2つ目、「将来の区立施設の改築・改修需要に備え、毎年度、施設整備基金に40億円を目途に積み立てます。」としております。こちらにつきましては、今後30年間の改築需要等を見込んで試算したものでございます。

3つ目でございます。現行ルールとこちらは同様でございますが、「区債は、原則として赤字区債を発行せず、建設債についても、財政状況を踏まえつつ、必要性を十分検討して発行します。また、金利動向等を見据え繰上償還を行い、公債費の軽減に努めます。」としております。

4つ目でございます。「財政運営の弾力性を保持するために、行政コスト対税込等比率が100%を超えないように努めます。」としております。こちらにつきましては、当該年度に行われた資産形成を伴わない行政サービスのコストを当該年度の負担で賄うという指標になっております。

最後、5つ目でございます。「将来にわたって健全な財政運営を持続していくために、債務償還可能年数が3年を超えないように努めます。」としております。こちらにつきましては、実質的な債務が業務活動収支の黒字分の3年を超えないというものでございます。

ルールにつきましては、簡単ですが、以上です。

**施設再編・整備担当課長** 私からは、杉並区立施設再編整備計画（第一期）並びに第二次実施プランの計画案について御説明をいたします。

まず初めに、策定の基本的な考え方でございますが、1つ目といたしましては、第一次実施プランから継続する取り組みの具体化及び新たな取り組み等の反映でございます。第一次実施プランにおきまして検討してまいりました取り組みの具体化を図るとともに、

新たに取り組みを開始する項目につきましては、実行計画の改定に合わせて精査を行い、その内容を適切に反映させたところでございます。

2つ目としましては、長寿命化の推進とそれに伴う取り組みの見直しでございます。建物の状態に加えまして、必要となるコストや将来の行政需要、さらには近隣施設との複合化の可能性などを総合的に勘案いたしまして、長寿命化の可能性を精査いたします。また、今後、適切な改築・修繕計画を策定していくこととさせていただきます。さらに、施設の長寿命化に伴い影響を受ける取り組みにつきましては、必要な見直しを図ったところでございます。

3番目といたしましては、区立施設再編整備で生み出された施設、用地の有効活用ということで、主に民間活力の導入に向けた検討でございます。他施設への転用はもちろんでございますが、今後は建設経費の抑制や歳入確保の観点から、民間の資金やノウハウ等の活用の可能性を積極的に検討することといたしました。

計画期間につきましては、31年度から33年度までの3カ年間ということで、今後のスケジュールといたしましては、地域説明会も既にも実施しておりまして、現在パブコメを行っているところでございます。計画決定は11月ということで、区議会のほうに御報告いたしまして、12月に公表という考え方でございます。

それでは、お手元でございます参考資料をごらんいただければと思います。計画案のポイントでございます。

まず初めに、保育園・幼稚園でございますが、区立施設・用地を活用した整備、それから仮設園舎の有効活用ということで、ごらんの施設につきまして、今回新たに、保育所整備あるいは有効活用を図るという考え方でございます。

続きまして、学校施設でございますが、旧若杉小学校の跡地活用、統合後の杉並第四小学校の跡地活用、さらに統合後の杉並第八小学校の跡地活用、そして富士見丘小学校移転後の跡地活用、以上のような施設につきましての活用案をお示ししたところでございます。

また、文化・教育施設におきましては、杉四小跡地を活用して整備いたします次世代型科学教育の新たな拠点についての記載のほか、生涯学習振興室（ゆうゆうハウス）の機能継承ということで記載をしているところでございます。

続きまして、児童館、学童クラブ、子ども・子育てプラザでございますが、こちらにつきましては、まず学童クラブの小学校内等での実施ということで、小学校内では3カ所、また、小学生の放課後等居場所の機能などを移転した後の児童館施設を活用した拡張という点では3カ所、今回新たに実施をするところでございます。

小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施につきましては、この3年間で新たに10カ所実施する予定でございます。

それから、子ども・子育てプラザの整備並びに中・高校生の新たな居場所づくり、こちらはそれぞれ2カ所、今回新たに整備する予定でございます。

続きまして、ゆうゆう館・集会施設でございますが、こちらは地域コミュニティー施設の再編整備ということで、第一次プランにおきまして5年間検討した後に、今回具体化を図るという取り組みでございます。ゆうゆう阿佐谷館、ゆうゆう馬橋館・馬橋区民集会所との複合施設、それから機能移転後の東原児童館、こちらにつきましては、地域コミュニティー施設に転用という形をとります。

また、仮称永福三丁目複合施設につきましては、施設内に地域コミュニティー施設を新たに整備するというので、この3年間で4カ所整備する予定となっているところでございます。

庁舎等でございますが、本庁舎東棟の改築の検討、それから子ども家庭支援センターの整備、さらには清掃関連施設のあり方の検討等、ごらんのような記載となっているところでございます。

最後に私からは、8月28日から9月4日まで開催いたしました区内7地域におきます地域説明会について御報告させていただきます。

これまでは区内5カ所で開催をしていたところでございますが、今回からより多くの皆様に計画案の内容を御説明し、御意見をいただきたいという思いから、このたび全7地域において開催をいたしました。その結果、前回の第一次実施プラン改定案の説明会を上回る延べ290名の方に御来場いただきました。

今回の説明会におきましては、児童館や地域コミュニティー施設の再編に関する御質問を初めとしまして、新たに整備する施設への期待、さらには、今後個別施設の計画を進めるに当たって、地域や利用者の意見を丁寧に聞いてほしいといった意見、そういった御意見、御要望をいただくとともに、さまざまな活発な意見交換をする場となったものと、こちらとしては認識してございます。今後、パブリックコメント等で寄せられる御意見、御要望につきましても丁寧に受けとめまして、必要な見直しを図ってまいります。

私からは以上でございます。

**地域活性化推進担当課長** 私からは、杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定案について御説明いたします。

平成27年12月に策定しました杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略について、総合

戦略の基本目標の実現に向けてさらなる取り組みの充実、加速化を図るため、総合計画、実行計画の改定に合わせて改定するものでございます。

改定の基本的な考え方でございますが、3つの基本目標を設定していますが、こちらについては、変更は行いません。

その上で、基本目標の実現に寄与する実行計画改定案の取り組み及び交流自治体との連携による取り組み等を計画化いたしました。

杉並区人口ビジョンにつきましては、総合計画等の改定に当たり、新たに行った人口推計の結果を踏まえ、対象期間を平成77年（2065年）までとして更新しています。

計画期間につきましては、平成31年度から33年度までの3カ年といたします。

改定案ですが、参考資料をごらんください。

目標達成指標、K G Iですが、指標自体の変更はございません。ただし、7つの指標のうち3つの指標につきましては、目標値を上方修正しています。

また、計画事業数につきましては、現行計画において39事業ですが、改定案では、7つの新規事業を加えて合計で45事業としてございます。

現計画の駅周辺トランスボックスラッピング事業につきましては、事業の完了に伴い、改定案では計画事業からは外しています。ただし、トランスボックスラッピングは観光資源として活用することとして、他の事業に含めています。

改定案の45事業のうち31事業につきましては、実行計画事業でございます。

各計画事業の重要業績評価指標、K P Iですが、16事業について上方修正を行っております。

45事業のうち、新規事業を中心として、主な事業について御説明いたします。

基本目標1の新規事業としましては、保育の質の確保と、小学生の放課後等居場所事業の実施を計画化しています。

認可保育所の整備につきましては、K P Iの目標値について、保育所入所待機児童数に加え、認可保育所整備率を追加しています。

学童クラブの利用時間の延長につきましては、今年度、3学童でモデル実施を行い、来年度から全学童で実施いたします。

目標2の新規事業としましては、図柄入り杉並ナンバープレートの普及・促進、杉並魅力創出事業の実施、無料W i - F i の環境整備を計画化してございます。

宿泊施設との連携による観光基盤整備ですが、住宅宿泊事業法に基づく宿泊施設も含み、宿泊施設と連携して滞在者への区内観光情報の提供を実施していきます。

目標3の新規事業としましては、ホームステイ・ホームビジット支援事業の実施と、

「食」を通じた交流自治体プロモーションの支援を計画化しています。

ホームステイ・ホームビジット支援事業ですが、今年度、ホストファミリーの登録等の仕組みづくりを行い、来年度から事業を実施してまいります。また、「食」を通じた交流自治体プロモーションの支援事業ですが、交流自治体を実施する区内飲食店での食を通じたプロモーションを支援し、交流自治体のPRや販路拡大及び区内飲食店等のにぎわいの創出につなげます。

南伊豆町との連携による特別養護老人ホームの運営支援ですが、こちらは、特別養護老人ホームの整備が完了しましたので、事業の名称を「整備」から「運営支援」に変更し、KPIの目標値も入居者数に変更しています。

私からの説明は以上でございます。

**議長** 以上で議題の説明を終わります。

それでは、ただいまの説明に対して質疑のある方は挙手願います。——それでは、挙手された方を確認いたします。脇坂たつや議員、渡辺富士雄議員、そね文子議員、富田たく議員、藤本なおや議員、安斉あきら議員、山本あけみ議員、松尾ゆり議員、田中ゆうたろう議員、堀部やすし議員、木村ようこ議員。

質疑に入ります前に、次の点につきまして御協力をお願いいたします。

初めに、質問は、ただいまの説明の内容に限り、簡潔明瞭をお願いいたします。

理事者の答弁も簡潔明瞭をお願いいたします。また、答弁漏れのないようお願いいたします。

次に、他の議員の質疑と重複する質問は御遠慮願います。

また、質疑は一問一答形式ではなく、最初に質問を一括して行ってください。質疑時間は、答弁を入れてお一人往復15分程度とさせていただきます。質問は、答弁時間も考慮して発言をお願いしたいと思います。

答弁を受けた後、再度質疑が必要な場合は、割り当て時間内であれば行っていただくということで進めていきたいと思っております。

限られた時間で平等に質疑いただくためにも、円滑な進行に御協力をくださいますようお願いいたします。

それでは、これより会派順に質疑を行います。

質疑は発言者席でお願いいたします。

脇坂たつや議員。

**脇坂議員** 杉並区議会自由民主党でございます。まず、今回6計画の改定に当たりまして、このように全協開催の申し入れをいただいて、また、議長におかれましては開催いた



いたということで、非常に重大な案件でございます。しっかり議会に報告していただいたことに感謝を申し上げたいというふうに思っております。

今回改定が行われますと、基本構想以下、総合計画、実行計画等も最終年度を迎えるということになります。区が言う表現で言いますと、ホップ・ステップ・ジャンプの、ジャンプの最後の段階になるんだということでございますので、しっかりと完遂をさせていただきたいというふうに思っております。先般、田中区長が3選を果たされたということで、区民の方からも、進んできている道がしっかりと支持を得ているんだということで、自信を持って取り組みを進めていただきたいというふうに思っております。

目標に関して申し上げます、上方修正、下方修正していくようなものもあると思えますけれども、もう最終年度に向かっていきますので、1つの取りこぼしもないように、とはいっても、社会状況の変化によっては最終目標に届かないですとか、そういったケースも考えられるかと思えますけれども、最後までやり切る姿勢というものを、ぜひとも皆様には区民のほうにしっかりと示していただきたいと思いますし、区長以下の理事者各位のリーダーシップといったものが職員の人材育成にもつながってくるというふうに思っておりますので、期待をしております。

それでは、私のほうから7点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず、実行計画についてです。

今回の実計期間中の財政計画は、今後決定時までには示されるものと認識をしておりますけれども、人口推計を踏まえた今後の区民税収入の見通しについて見解を求めたいと思います。また、消費増税や国による不合理な税源偏在是正措置による影響を現時点でどの程度と見込んでいるのか、あわせてお示してください。

あと、会計年度任用職員への期末手当の支給ですとか幼児教育の無償化等、今後も区財政に直接的に大きく、国のほうの動きによって影響が与えられることも現実味を帯びてきておりますので、これは質問というよりも要望にとどめておきますけれども、今まで以上に健全な財政運営というものに努めていただきたいと思いますと改めて申し上げます。

では、2点目です。いわゆる団塊ジュニア世代が40代半ばに差しかかったということによって出生数が減少する、これは残念ながらいたし方ないことだというふうに思っておりますが、出生率も2年連続で下がる見込みとのことでもあります。区は待機児童ゼロを実現し、民間の調査においても、共働き子育てしやすい街ランキング2017で全国8位に選ばれるなど、この間、子育て支援策の充実に努めてきたと評価をしておりますが、それにもかかわらず、出生率が下がっている現状といったものをどのように分析しているのでしょうか。また、こうした現状を改善するために、今回の計画改定でどのような

ことに取り組んでいくのか、あわせてお示しをいただきたいと思います。

続きまして3点目、行革についてです。使用料・手数料の見直しは一定の期間ごとに行う必要があります。今回の見直しに当たって、市場性などを考慮した考え方を導入するという点は非常に評価をしております。とはいいいましても、区民の理解を得るためには一定の時間も必要だというふうに思っております。この間も、こういう使用料・手数料の議論をしてきたときも、私どもの会派から、激変緩和の措置を講じてほしい、そういった要望はこれまでも申し上げてきたとおりでございますけれども、今後の見直しのスケジュールといったものを改めて確認させていただきたいと思います。

次に、公民連携による公有財産の活用の進め方について伺います。

サウンディング型や提案インセンティブ付与型などの導入を検討するということですが、どの公有財産を対象とするか。いずれの手法を適用するかについては、区が決定をした上で事業者を公募するのか。それ自体を提案してもらおうということも考えられるんじゃないかと思っておりますけれども、この点はいかがでしょうか。

また、民間活力の活用にあたっては、自治体、地域企業、金融機関、有識者などでPPPプラットフォームを形成して課題を共有し、公民連携への理解を深め、またノウハウを蓄積しながら、より効果的な施設更新を図る手法が国によって進められていますけれども、こうした手法を用いることについての見解はいかなるのか、あわせてお聞きをしたいと思います。

続きまして、施設再編整備計画についてです。

同計画の第二次プランにおきましては、杉並第四小学校、富士見丘小学校、旧杉並中継所など、跡地活用に関する記載が見受けられるようになりました。「地域の意見・要望を丁寧に聞きながら、」ということで記載がございますけれども、「民間活力の導入」というふうにも書かれています。区は跡地の活用について、地域の意見を聞くことと民間活力を活用していくこと、どういった形で両立をさせて検討を進めていくおつもりなのか、見解を伺いたいと思います。

次に、6点目です。第二次実施プランの期間におきまして、地域コミュニティー施設、これは4施設が開設することになりました。地コミは、原則としてゆうゆう館の機能を継承するほか、集会施設としての機能、また、施設によっては、児童館の乳幼児親子や中高生の居場所機能も担うということになります。このような機能を複合的に担うことから、区は、施設規模を500から800平米と想定して、区民の利便性に配慮して、歩いて行ける距離に合計で30から40カ所整備するということです。こうした条件を満たす施設のめどというのは立っているのか。30から40というような話を伺いますと、小学校区に

つき1つずつぐらいのイメージなのかなというふうに思いますけれども、果たしてこれが本当に現実的に可能なものなのかということで、少し見解をお示しいただきたいと思っています。

最後、7点目になります。地コミの転用に当たっては、相当の改修コストを伴うことから、機能を継承する施設の築年数も踏まえて行っていく必要があると考えます。そのために、区が目標としている施設数の30から40カ所というものを整備するまでには、一定の時間を要すると思われまます。今計画期間では4施設の開設にとどまりますが、その後どれぐらいのスピード感で整備を進めていくつもりなんでしょうか。また、整備が完了するまでの間は、地コミとゆうゆう館というものが共存するということになりまますので、高齢者団体の利用条件に差異が生じないように、そうした配慮も必要になるというふうに思いますけれども、どのように考えているのか。

以上7点につきまして、区の見解をお示しいただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

**区長** 最初なので、私から1つだけ。

一番最初の出生率の問題なんですけれども、晩婚晩産化が進行するという社会状況の中で、仕事と出産、子育ての両立できる環境を整備する、その代表的なものが、保育所を整備しようということで進めてきています。これはこれからも、お示しのとおりきちっとやっていく。

今人口がどんどんふえてきていますけれども、特に若い人たちの流入、たしか20代の流入が多かったよね。だから、子供を産むために杉並区にそういう人たちがわざわざ来ているとは限らないわけですね。仕事の関係とかそういうことで、杉並だけではないんだけど、東京にわあっと地方から若い人たちが来ている。なので、保育所を整備したからすぐ出生率に反映されるかということ、そんなに単純なものでもないだろうと。ですから、子供・子育て環境の整備というのは、やはり中長期的にきちっと継続してやっていって、中長期的に捉えて見ていく。そのプロセスの中で、流入人口とか、あるいは、人口層でどういうふうな傾向が出てくるか、出てこないかという精緻な分析をある一定期間でやっていかないと、なかなか見えてこないんじゃないかなという気がいたします。

**財政課長** 私から2点お答えを申し上げます。

まず1つ目、人口推計を踏まえた今後の区民税収入についてというお尋ねがございました。計画期間内につきましては、生産年齢人口が増加すると見込んでおりますので、税収自体は上がっていくものというふうに見込んでおります。ただし、将来的には、人口減少また少子高齢の進展ということを想定しておりますので、必然的に生産年齢人口

は減少しますので、そういった局面になれば、区民税収入についても減収になるというふうに見込んでおります。

さらに、消費増税や国による不合理な税源偏在是正措置の影響というお尋ねがございましたけれども、特別区長会の資料をもとに試算をいたしますと、影響が平年度化いたします32年度の影響は、大体11億円程度の減収になるというふうに見込まれております。

こういった減収の要因もございまして、今後につきましては、今般見直しを行います財政運営のルールに基づきまして、健全で持続可能な財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

もう1点、使用料・手数料の見直しのスケジュールについてお尋ねがございました。今般は算定方法自体を変更する方向で現在検討を進めておりますので、区民等の意見提出手続の実施を含め、施設利用者、区民の意見をしっかり聞いた上で平成31年度中に条例改正を行いまして、周知期間等を置いた上で、32年度中の実施を目指してまいりたいというふうに考えております。

私からは以上です。

**企画課長** 私のほうから、今区長からも一部ちょっと御答弁させていただきましたが、出生率にかかわっての今回の計画改定のことでお話しいたします。

出生率に関しては、確かに晩婚晩産というのが1つの要因になっているというふうには思っております。とはいえ、私どもとしては、そうした年代だけでなく、あらゆる年代の方々に安心して産み育てていただく環境づくりというものをしっかり進めていく必要があるということございまして、今回の計画の改定の中でも、引き続き保育施設の整備を進めるだけでなく、妊娠・出産期の不安解消のための相談支援ですとか、それから、学齢期に至るまでの切れ目のない支援を行うということでも相談支援の充実を図るだけでなく、また、乳幼児親子の居場所づくりということでも子ども・子育てプラザの整備ですとか、それから学童に関しましては、今回、時間延長も含めて取り組みを行っていきます。

そうした取り組みを行っていくということで、今回、計画の中でも充実を図っていくという考えでございまして。

**行政管理担当課長** 私からは、公民連携による土地や建物の活用についてのお尋ねにお答えしたいと思います。

民間活力を導入いたしますサウンディングの手法についてでございますけれども、導入の対象資産を現在特定しているものではございませんけれども、市場調査の導入検討に当たりましては、区が公募を決定する前に、まずは民間事業者と、意見交換ですとか

あるいは対話をいたしまして、市場性ですとかあるいは実現可能性、また調査の方法など、さまざま把握した上で進めてまいりたいと考えてございます。

また、こうした民間事業者との意見交換や情報の場として、プラットフォームの活用ということでお尋ねがございました。こちらにつきましては、公民連携の取り組みを進めていく中で研究してまいりたいというふうに考えてございます。

**施設再編・整備担当課長** 私からは、残りの質問、施設再編整備計画に関する御質問、3点あったかと思っておりますので、お答えいたします。

まず初めに、跡地活用につきまして、地域の意見を聞くことと民間活力を活用していくこと、どのように両立させるかというような御質問でございましたが、跡地の活用策の検討に当たりましては、施設のコンセプトですとかあるいは入る機能、そういったものの跡地活用の基本的な考え方におきましては、区が地域の皆様にまずお示しをしまして、御意見、御要望を丁寧に聞いてまいる考えでございます。

一方、機能の詳細ですとかあるいは施設のレイアウト、そういった具体的な活用策の検討に当たりましては、同様に地域の皆様からの御意見、御要望も伺いますが、そのほかには、民間事業者に対しまして、今回打ち出されておりますサウンディング型の市場調査を実施して、市場性の有無ですとかあるいはアイデア、こういったものを把握することも想定しているところでございます。そして、民間事業者から提案があったアイデアにつきましては、これについても地域の皆様に公表して、御意見を伺った上で活用策を決定していくというようなイメージを考えているところでございます。

2つ目としましては、地域コミュニティー施設に関する質問が2つあったかと思っておりますが、そのうち、まず、地域コミュニティー施設の整備の条件を満たす施設のめどは立っているのかというような御質問だったかと思っております。

再編整備に関しましては、これまで、施設の規模ですとか配置、そういったもののさまざまな検討を内部で行ってございまして、これまでに一定の整備イメージを持って、このたび、今回計画案という形で基本的な考え方をお示ししたというところでございます。

一方で、施設の状態ですとか利用状況、さらには取り巻く環境というのは日々変化していくものでもございます。したがって、今後は、既存施設を1つの施設に集約するというのが地域コミュニティー施設の再編整備の基本でございますが、これを基本としつつも、困難な場合ですと、再編整備の取り組みで生み出された用地を活用していく、さらには他施設の改築時に合わせて複合化を図るというような形で、時期を狙って整備を段階的に進めることで区内全域に設置をしていく考えであるというところでございます。

最後の御質問ですが、まず、地域コミュニティー施設を整備するスピードについてのお尋ねでございますが、御指摘のように、地域コミュニティー施設に機能継承する施設の築年数を踏まえて整備をするという必要性もございますし、また財政負担の平準化の観点から、今後、地域コミュニティー施設につきましては、段階的に整備をするという考えをお示ししたところでございます。したがって、整備が完了するまでには5年や10年といった期間ではなかなか困難であるというふうに認識しているところでございます。

また、地域コミュニティー施設は、ゆうゆう館の機能を継承しつつも、多世代が利用し、交流する新たな施設という位置づけでございますが、今後ゆうゆう館と共存することにつきましては、御指摘のように、高齢者団体の利用条件に差異が生じないように、地域コミュニティー施設におきます高齢者団体の利用につきましては、再編対象となるゆうゆう館のこれまでの利用状況、こういったものを踏まえ、貸し室を優先的に利用できる優先利用枠、こういったものを設けるとともに、この時間枠の範囲内におきまして、使用料につきましても、ゆうゆう館と同様に無料とする想定でいるところでございます。

以上でございます。

**議長** それでは、渡辺富士雄議員。

**渡辺議員** なるべく簡潔に行います。区議会公明党の渡辺です。よろしくお願い申し上げます。大きく5項目、全部で7点について質問させていただきます。

まず、総合計画、実行計画について伺っていきます。

昨年も、保健福祉計画を初めとする複数の計画を一度にまとめて改定いたしましたけれども、その際に、年末年始にパブリックコメントをまとめて行ったということで、期間の設定などで配慮を求める声があったというふうに記憶しております。今回も6つの計画の同時改定となることから、区民周知に何らかの配慮があったのか伺います。

2点目、財政健全化と持続可能な財政運営を確保する新たなルールに関して伺っていきます。

区は新ルール策定に当たり、1、単年度の収支均衡と中長期的な財政の健全性の確保、2、財政調整基金と施設整備基金、それぞれの目的や性格に応じた積み立て目標の設定、3つ目、現金主義と発生主義、両面からの健全性の検証、4つ目、経年変化や他の自治体との比較が可能な財政指標の設定という4つの視点に基づいているとのことですが、これらの視点について、これまで我が会派の中村副議長が訴えてきたものなので、その点については評価をいたしたいと思っております。これらの視点は具体的に5つのルールのどこにあらわれているのか、伺います。

3つ目の質問でございます。基金の積み立て目標に関して、財政調整基金については、大規模災害時の備えとして必要な財源と、経済事情の変動による減収の備えとして必要な財源という2つの角度からの設定がされております。また、施設整備基金については、将来予測される施設更新費用に対して、国や都の支出金と区債充当額を減じたものとして計算されているということですが、これらについても、検証すべきは合理性と実現可能性であるというふうに考えます。これらの視点から、今回設定した金額はどのように捉えているのか、伺っていきます。

行革について伺っていきます。

2定でも質問させていただきましたけれども、住民情報系の再構築は、運用経費の削減のみならず、さらなる行革、区民サービスの向上のために、ビッグデータなどの次世代テクノロジーの活用によって職員の負担軽減を図る視点も重要であります。

また、システム再構築の取り組みとあわせて、今後、AI、RPAの活用を見据え、関係課の業務の棚卸しを行い、業務を可視化する必要があると考えますが、区の認識を再度確認させていただきます。

施設再編整備計画について伺っていきます。本庁舎東棟の改築に関連して3点伺います。

まず1点目。本庁舎東棟は今後15年使用するということですが、これは、躯体が丈夫であれば長寿命化するという施設再編の考えに基づいての判断ということか、確認をさせていただきます。

2つ目。15年程度使うということであれば、そのころには、議会棟、この中棟と西棟も築50年に近づくこととなります。本庁舎全体を改築する可能性も選択肢の1つに加えて検討してはどうか、この点についても伺います。

3点目。区民の利便性の向上や建築費用の抑制を視野に入れた改築のためには、近隣の官公署との連携も視野に入れるべきというふうに考えます。そのために、今から定期的に情報交換、意見交換を行う必要があると思いますけれども、現在の連携体制はどのようなになっているのか伺って、質問を終わります。

**企画課長** 私からは、パブリックコメントの件についての御質問にお答えします。

現在パブリックコメントを行っておりまして、9月3日から10月9日までとなります。このパブリックコメント、おおむね30日と言っていますが、今回はこれだけで実質37日、やることとなります。

これに加えてなんですが、この計画案に関しましては、8月27日に総務財政委員会で御報告をした後、翌日からホームページでの閲覧を可能にしまして、パブリックコメン

トでの意見を発信できるフォームなどもあわせてホームページに掲載をいたしました。また、再編整備計画につきましては、その翌日から地域の説明会を行いまして、事実上パブリックコメントを開始しているのはプラス6日、43日間できるような形にして、長期間にわたって意見集約できるような形と、それから、9月1日に、広報は全戸配布という形での配慮もしたところでございます。

**財政課長** 私から2点お答えをさせていただきます。

まず1点目、4つの新たなルールの策定の視点が具体的に新しいルールのどこにあらわれているのかという点でございますが、具体的なイメージ図といたしましては、総合計画の72ページの下段ですけれども、そこにマトリクスの図を参考に載せておりますので、こちらをごらんいただくとイメージしていただけるかと思いますが、簡単に申し上げますと、単年度収支均衡をあらわすルールといたしましては行政コスト対税率等比率、中長期の健全性をあらわすルールにつきましては財調基金の維持や債務償還可能年数、施設整備基金についてはその両方を示しているというルールになります。

また、基金の積み立て目標につきましては、これまで具体的に定めておりませんでしたが、財調基金につきましては350億円の維持、施設整備基金につきましては毎年度40億円の積み立てということで、具体的に示しております。

また、これまでの現金主義に基づくルールだけではなく、発生主義に基づくルールといたしまして、行政コスト対税率等比率、債務償還可能年数を新たにルールに決めております。

それぞれのルールにつきましては、経年変化を見ることが可能であり、他自治体との比較も可能なルールとなっております。

2つ目の御質問でございますが、積立基金の合理性と実現可能性ということでお尋ねがございました。

まず、財政調整基金につきましては、代表質問等でも御答弁申し上げておりますけれども、災害時の備えとして150億円ということで設定をいたしております。基金につきましては、当然、多ければ多いほど安心という側面はございますけれども、減災・防災の現在行っている対策、こういった行政需要とのバランスを考慮するとともに、国の財政支援等も想定いたしまして、過去の被災自治体の人口1人当たりの一般財源ベースの災害復旧費を参考にいたしまして、集中復興期間であります5年間に必要な額を杉並区の人口規模に置きかえて算出した額ということになりますので、一定の合理性はあるというふうに考えております。

また、経済事情の著しい変動による減収への備えとして200億円を想定しております



が、こちらは、リーマンショック時の影響を具体的に見ますと、減収額が4年間で200億を超えた。さらには、財政調整基金の取り崩し額も同様に200億円を超えているということで、今回200億円という数字を設定したもので、こちらにつきましても、合理性があるというふうに考えております。

施設整備基金につきましても、今後30年間に改築する施設の費用ということですが、同じ規模で更新し、さらには、更新経費が一番高い時期を想定して基金を積み立てるとするのは現実的ではないということがございますので、再編整備の取り組みにより施設規模の適正化、平準化を行った上で、区債等の特定財源を除いた残り80%程度を施設整備基金で賄うという想定をして、今般40億という数字を出したものでございます。

実現可能性ということで捉えますと、先ほども申し上げましたが、積立基金は将来への備えということになりますので、多ければ多いほど安心という面はございますが、限られた財源の中で、増大する足元の行財需要への対応というものをきちっと行った上で積み立てていくというのが前提になろうかと思っておりますので、大規模災害への備えとして、その経費を全て基金で賄うことを想定して積み立てるですとか、そういう現実的でない積み立てというのはなかなか難しいというふうに考えております。

したがって、実現可能性の面から見ても、今般の基金の積立額の設定というものは適当であるというふうに考えております。

以上でございます。

**行政管理担当課長** 私からは、A IやR P Aの活用を見据えた業務の可視化についてのお尋ねにお答えいたします。

御指摘いただいておりますけれども、新システムを導入するに当たりましては、関係課の業務の可視化を行いまして、効率的な業務運営、また職員の負担軽減につながる取り組みを進めていくということは、重要な視点だというふうに考えてございます。そのため、再構築の検討機関におきましては、業務手順の単純化ですとか標準化あるいは電子化など、こういったものの検討を進めまして、また、システムを構築した後、なるべく早い段階からA Iを活用するですとか、あるいはR P Aの活用に向けた実証実験へ取り組むなど、迅速な対応をしていくための業務の可視化への取り組みは不可欠だというふうに認識しているところでございます。

**施設再編・整備担当課長** 私からは、御質問がありました、最後の本庁舎東棟の改築の検討についてお話しいたします。

まず、今回の計画案におきまして、本庁舎東棟につきまして、適切な維持管理を今後もしっかり行うことによりまして、少なくとも15年程度は十分に使用できるというふう

に判断をいたしましたけれども、それは御指摘のとおり、これまでの耐震補強工事ですとか定期的な修繕工事の実施、こういったものによりまして、構造躯体が健全であるということが判明したことによるものでございます。

続きまして、東棟を今後15年程度使用した後に、議会棟や西棟も含めました本庁舎全体を改築する可能性についてでございますが、そのころになりますと、御指摘のように、議会棟、西棟につきましても、築40年を超え、50年に近づくということですか、あるいは効率性の観点、さらには一体的な施設整備を行うことの有効性の観点、こういった観点から検討する価値というのは大いにあるものと認識しているところでございます。

最後に、近隣の官公署との連携につきましても、現在、適宜お互いに連携をとり合っている状況でございますので、今後も継続してまいりたいというふうに考えております。

**区長** 私からちょっと補足を申し上げたいと思うんですけれども、今所管から御答弁をしたのは、1つの基本的な現状における考え方ということだと思います。

御承知のように、ここは隣に中学がありますし、あれも言ってみれば築年数は同じなわけですね。ですから、区役所中棟とか西棟とかという場合には、学校もどうするかということも出てくるという問題がございますよね。

それから、あくまでこれは一般論としてですけれども、庁舎のリニューアルという場合に、これは別に役所の庁舎に限らず、現地再整備か移転改築どっちがいいか、どっちがコスト的にはいいか、時間的にはいいかということでは、一般論としては、新築して移転するということがコストも時間もリーズナブルだということは言えるんじゃないかと思うんです。ただ、そういう場合には、例えば移転先の具体的な用地の候補がなければ検討もできないわけですし、もし机上の検討をしたとしても、庁舎をどこかに移転するとなれば、政治的な大きな課題、問題、論点ということも出てくる。ですから、いろんな不確実な要素がこれから出てくる可能性というのは常にあるわけです。

ですから、東棟はもうこういう時期に入っているんで、常にこれじゃなきゃだめだとか、必ずこれで行く、そういう考え方でいくよりも、少し柔軟に、そのときの状況状況でいろんな考え方が必要なときはしていても、それは結局、将来の区民にとって、どういうやり方をすることが財政的にも機能的にもいいのか、そういう視点も必要なので、あくまで所管が答えたのは、現状のこまの中では、基本的にはこういうことで進んでいこうということだというふうに私としては考えておりますので、そんなことは聞いてないぞというふうになると困るので、今ここで私の考え方を申し述べさせていただきます。

**議長** 渡辺議員ありがとうございました。

では続いて、そね文子議員。

そね議員 いのち・平和クラブとして、8点について質問いたします。

まず、区立施設の改築に当たって伺います。

建物を建築する際には、イニシャルコストと、建物を何年使うかめどをつけ、その期間にかかるランニングコストを合わせたトータルコストで考える必要があります。高断熱、高气密、窓の断熱等で建物の省エネ性能を高め、雨水を有効活用できる施設とすることで水道光熱費を抑えれば、トータルコストを大きく抑制することができます。一方、防災対策として太陽光発電を設置すれば、災害時に電気や水が利用でき、地球の温暖化防止にも大きく貢献します。改築に当たっては、このような視点からのルールづくりが必要と考えますが、区の考え方を伺います。

2点目。永福体育館跡地にできる複合施設、また杉八小跡地にできる施設にも、中高生の居場所が入ることが示されています。ゆう杉をつくる際には、当事者である中高生が主体的にかかわり、その意見が反映され、今も中高生が運営にかかわっています。今回新たにできる2施設についても、ゆう杉の事例を参考に、当事者が主体的にかかわり、その意見を取り入れていただきたいと考えますが、どのように行うのか、区の考えを伺います。

3点目。若杉小跡地に小学生対象のさざんかステップアップ教室が移転する計画です。学校になじめない子供の中には、学校の建物を見ただけで足がすくむという子もいるので、外観に配慮してほしいとの声があり、対応を要望します。

今や区内の小中学校の不登校の子供は300名を超え、小学生は100名を超える状況です。現在さざんかステップアップ教室は、中学生対象が3カ所、小学生対象が1カ所設置されていますが、小学生対象が1カ所で、通学距離が長くなり、通えない子供がいます。他の中学生対象の教室でも受け入れる、また、小学生対象館をふやすことが必要だと考えていますが、区の今後の取り組みを伺います。

4点目、保育の質の確保についてです。中核園を7園指定することになっていますが、将来的には1圏域に2園ずつ指定し、14園になると聞いていました。今回の中核園の指定についての考え方を伺います。

民間の保育施設が急増する中で、杉並区の保育の質を担保するために、区直営の中核園の指定は重要な取り組みと考えていますが、改めて中核園を含めた区立保育園の役割について伺います。

5点目、地域コミュニティー施設について、この施設をつくる理念、地域における役割は何か、伺います。

ゆうゆう館の機能継承、子ども・子育てプラザがない地域では、乳幼児親子の居場所

となるスペースを確保していくとしています。高齢者や乳幼児親子への対応には、ともにコーディネート能力が求められると考えますが、人員確保はどのように行っていくのか。また、多世代交流事業を実施となっておりますが、モデル館では実際どのような取り組みが行われ、どのような成果があったのか伺います。特に高齢者と乳幼児親子の交流などは行われているのか、区民の反応はどうか、伺います。

6点目です。障害児支援について。保育所等訪問支援を行った区内施設が2017年度実績では97%となっておりますが、これは就学前の施設のみを対象にした数値だと思います。就学前の保育園や幼稚園は、子供の発達に応じた個別の対応が基本とされているところですが、それが小学校に入ると急に集団行動が基本となり、特に障害を持つ子の戸惑いは大きくなります。そのためこれまでも、学校や学童で保育所等訪問支援の制度を活用し、子供の困り事に、どうすれば子供が過ごしやすくなるか、学校の先生や学童クラブの指導員が、子供をよく知る事業所の相談員から学ぶことは有効であり、これを提案してまいりました。いまだほとんど行われていないと認識していますが、区立学校や学童クラブでの保育所等訪問支援制度の活用について、区の考え方を伺います。

7点目、ケア24を中心とした地域ネットワークづくりの推進について。介護保険利用者がふえ続け、サービスが後退する中で、地域包括ケアを推進するために、多様な活動団体のネットワークづくりを進め、社会資源の開発を行うことは、これまでも求めてきた重要な取り組みです。担当区域ごとに協議体を設置することの取り組みを今年度検討し、設置するとなっておりますが、協議体を中心とした地域支え合い体制づくりについてどのような検討がなされたのか、現在の状況について伺います。

最後、8点目、協働提案制度について。代表質問で、協働提案制度の見直しを行い、すぎなみ協働プラザの機能を強化するとの答弁をいただきましたが、具体的にどのように強化するのか、伺います。

**施設整備担当課長** 私からは、御質問のうち、トータルコストの視点に立った施設づくりについてお答えいたします。

御指摘の点につきましては、区といたしましても重要な視点と考えております。例えば現在工事を進めております桃井第二小学校などにおいても、雨水利用や太陽光発電、省エネを考慮した施設づくりを進めております。今後もトータルコストの視点に立った施設づくりを基本姿勢として、設計や工事などに取り組んでまいりたいと思います。

**子どもの居場所づくり担当課長** 私のほうからは、中高校生の居場所についてのお尋ねにお答えいたします。

中高校生の居場所づくりにつきましては、平成25年度に開催しました懇談会の中で中

高校生の意見も聞きながら、基本的な考え方をまとめた経緯がございます。今回の複合施設等の具体化に際しましても、よりよい運営を図る観点から、議員の御意見も参考にしながら、今後の取り組みを考えていきたいと思っております。

**特別支援教育課長** 私からは、さざんかステップアップ教室の御質問についてお答えいたします。

初めに、移転にかかわる御要望でございますけれども、その点につきましては、保護者からも同様のお話を伺っているところでございます。教育委員会といたしましても、できることに限りはありますけれども、十分に意を尽くしてまいりたいと存じます。

続きまして、小学生対象の教室に関する今後の取り組みでございますけれども、区の中心部である荻窪地域に教室があるということではございますが、しょせん1カ所ということがございます。御指摘のような状況があることは十分認識しているところでございますので、教育機会確保法の趣旨等も踏まえまして、一人でも多くの児童に多様な学びの場を確保する、そういったところで、その手法等についてさまざまな観点から検討してまいりたいと存じます。

**保育課長** 私からは、保育の質の確保についてのお尋ねにお答えいたします。

おっしゃるとおり、昨年度に御報告いたしました保育のあり方検討部会報告においては、1地域に2園程度、全体で14園程度、中核園を指定していくというような記載となっております。今回、7園まず指定するという形をとっておりますけれども、この中核園の指定というのは、なかなか他自治体でもない独自の取り組みでございます。こうしたものはまず各地域に1園指定して、その取り組みを検証して、その後の指定の拡大というのを検討したいと思っております。地域によって保育施設数にも違いがございますので、2園が妥当かあるいは1園か3園か、そういったことを検証させていただきたいと思っております。

この中核園の取り組みでございますけれども、今本庁のほうで園長経験者が巡回指導訪問に回っております。こういったいわば法の権限には基づいておりませんが、縦的な関係から指導していくという部分と、同じ地域にあつて、お互いに合同で保育をしたり、相互に訪問し合ったり、合同で学び合ったり、こういう中でともに学び合っていく、こういう横の関係から支えていく、この両方の部分があつて保育の質を高めていくことができると思っておりますので、中核園が先導となつて、また周りの区立園が協力し、保育の質を高めていく取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

**施設再編・整備担当課長** 私からは、地域コミュニティー施設に関する御質問についてお答えさせていただきたいと思っております。

まず初めに、地域コミュニティー施設の理念、役割についてということでございますけれども、主に2点ございます。1つ目が、身近な地域活動の場としての機能ということで、町会・自治会の活動ですとか、あるいは地域住民の文化や趣味などの活動、こういったものを幅広く行うことができるように、集会室ですとか多目的室、そういったものを設けます。

また、もう一つの役割としましては、世代を超えて交流、つながりが生まれる場ということで、これにつきましては、年齢に関係なく利用できる施設ということで、皆さんが気軽に立ち寄れるように、ラウンジですとか、そういったものを設置することで、つながり、さらには支え合い、そういったところに発展できるようなことを考えているところでございます。

続きまして、地域コミュニティー施設におきます高齢者ですとか乳幼児親子への対応のための人材の確保という御質問でございますが、まず高齢者につきましては、協働事業につきまして、これは地域コミュニティー施設において展開をしていくに当たりまして、協働事業者を引き続き担っていただくということを想定しているところでございます。また、健康増進などの事業、こういったものにつきましても、ゆうゆう館の事業を引き続き実施してまいるというところでございます。

続きまして、乳幼児親子の居場所につきましては、ふだんは乳幼児親子が気軽に利用できるスペースということで、プラザとかがないエリアにおきまして、乳幼児室を提供するというところでございますが、そのほかに、地域コミュニティー施設を運営する民間事業者ですとか、あるいは子ども・子育てプラザからのアウトリーチによる事業、こういったものも展開していくことで、乳幼児親子の居場所の充実を図っていくというところでございます。

続きまして、地域コミュニティー施設のこれまでモデルとなる取り組みを行ってまいりましたが、それにおける多世代交流事業の取り組みということでございますが、これはさまざま取り組みがございます。時間の関係もありますので、私から1つだけちょっと御紹介していきたいと思うんですが、ゆうゆう阿佐谷館というところがございまして、こちらには、ゆうゆう阿佐谷館が移転した当初から、社会福祉協議会のきずなサロンが実施します乳幼児親子の取り組みというのがございまして、子供と親が気軽に寄ることができる集いの場、これを続けているということなんです。

最初は2階に設置をしていて、乳幼児親子が中心で使っていたというのがあるんですけども、途中から高齢者との交流というのが出てきて、1階にガラス張りの集会室があるんですけども、そちらのほうでそういった取り組みをする中で、高齢者とも触れ

合う機会というのが出てきているということで、そういった中から高齢者の方に、例えば子育てを行う親同士のお話ですとか、高齢者の子育て経験者としての話、こういったもので交流を深められているということで、高齢者の方につきましても、すごく元気をもたらしたというようなコメントもいただいているということを知っておりますので、こういった取り組みを地域コミュニティー施設においても展開していきたいというところでございます。

**障害者施策課長** 私のほうからは、保育所等訪問支援についての御質問にお答えいたします。

まず、計画の数値についてでございますが、議員御指摘のとおり、現在、保育所等訪問支援につきましては、こども発達センターのほうで行っておりますので、就学前のお子さんを対象に行っているところでございます。

就学後のお子さんへのというところについてでございますが、今後、保育所等訪問支援につきましては、民間の事業所なども入ってくるということが予定されておりますので、就学後の支援につきましても、それらも活用するなど含めて、今後検討してまいりたいと存じます。

**地域包括ケア推進担当課長** 私からは、ケア24を中心とした地域ネットワークづくりの推進についてお答えします。

生活支援体制整備における協議体についての御質問ですけれども、協議体につきましては、今年度中に各ケア24において設置することとしておりまして、現在ケア24では、支え合いの地域づくりに向けまして、これまで築いてきたネットワークを活用しまして、どのような構成メンバーで、どのような地域の課題やテーマについて協議していくか検討し、地域の方と一緒に準備を進めているところでございます。

**地域課長** 私からは、協働プラザの機能強化についてのお尋ねにお答えいたします。

協働プラザは今まで、協働提案制度につきまして、相談とか受け付けとか、そういった事務までは行っていましたが、今後は機能を拡大いたしまして、一連の区との協議、それから最終的な事業の終了までを見届ける、そういったような業務をやっていたとということになりました。直接は1名専従職員を、その調整をするためにつけるということでございます。

**議長** それでは、富田たく議員。

**富田議員** 施設再編整備を中心に聞いてまいります。

二次実施プランの策定に当たり、無作為抽出によるアンケートや意見交換会で、施設再編の方針に肯定的な意見をもらったと区はおっしゃっておりますが、アンケート結果

を見ると、廃止削減対象の施設を一度も利用したことがない方々が大半でした。児童館やゆうゆう館などを頻繁に利用されている区民の意見はどのように計画案に反映されたのか、確認いたします。

一次実施プランのパブコメでは、131件の意見のうち、児童館に関する意見が48件で、その全てが児童館廃止に反対の意見でした。当時区長は、1つの意見だと切り捨てましたが、このような区民無視の態度を正し、今回のパブコメでは、計画に反対する意見が届いた場合、計画を見直すべきと指摘しますが、区の見解はいかがですか。

二次実施プランを策定するに当たり、一次実施プランの評価・検証は必須です。区で行った評価・検証の結果はどのようなものか、確認いたします。

一次プランで廃止された施設の延べ床面積はどれくらいだったのか、確認いたします。

一次実施プランの期間中に進められた施設の再編で発生した改修、改築、転用、新設、解体などにかかった費用は幾らか、年度ごとに示してください。

東京都の特別区公共施設状況調査結果によると、杉並区の集会施設の延べ面積は、区長就任の翌年である2011年から18年まで1,646平米減少し、1人当たりの施設面積は23区比較で22位となっています。二次実施プランの3年間で集会施設の延べ面積はどの程度減少すると見積もっているのか、確認いたします。

68ページのコスト試算で、前回2,800億円程度だった施設の改築改修経費が、今後30年間で3,450億円以上と試算されております。直近の実勢価格で計算しているとありますが、この間、オリンピックの影響で実勢価格は高騰していると考えられます。2020年以降の試算もこの高騰した単価で計算したのか、確認いたします。

7ページ目のイメージ図についてなんですけれども、一次実施プランでは、廃止した施設・用地の売却といった言葉が入っていましたが、今回は見受けられません。売却する可能性がないということか、確認いたします。

ゆうゆう館と地域コミュニティー施設についてですが、さきの代表質問で、ゆうゆう馬橋館が地域コミュニティー施設に転用された場合、貸し室の面積は増加するとの答弁でした。これは、3階の区民集会所部分も高齢者団体の優先使用というふうになるということなのか、確認いたします。

地域コミュニティー施設に乳幼児室をつくるというふうにおっしゃっていましたが、児童館職員のように専門性のある職員を常時配置するというのでしょうか。また、ゆうゆう馬橋館、乳幼児室はどこに設置されるのか、具体的にお示してください。

児童館が廃止された後、学校での放課後居場所事業でできなくなってしまった遊び、過ごし方など、どのようなものがあつたのか。代表質問で答弁がなかったので、明確な



答弁を求めます。

高円寺地域では、児童館2つ、そして小学校2つもなくなってしまいます。子供の居場所の喪失や子育て環境の悪化、これをどのように杉並区は認識しているのか、確認させていただきます。

杉四、杉八の跡地利用についてですが、それぞれの地域からさまざまな意見が上がっています。そういった意見はどのように集約していくのか、具体的にお示してください。

図書館についてです。一次実施プランで記載されていた「コンパクトな図書館づくり」、蔵書数の適正化で省スペース化といった言葉が二次実施プランではなくなりましたが、方針として何が変わったのか。蔵書数が現在の数だけ維持されるのか、確認させていただきます。さらに、図書館の移転で、蔵書数、閲覧スペースなどの減少はあるのか、確認いたします。

施設使用料・手数料の見直しについてですが、前回は、施設使用料だけでなく、放置自転車撤去手数料や学童クラブの利用料など、多岐にわたって値上げになりました。今回の見直しの範囲はどの程度か、確認いたします。

また、一律で利用者の負担増を意図したものではないとのことでしたが、一体どういった利用者が負担増となるのか、確認させていただきます。

さらに、施設の性格に応じて負担を設定するとしておりますが、前回の見直しで行った積算方法は不適切だったということでしょうか。その辺についての見解も確認いたします。

使用料のパブコメについてですが、今回は行うということですが、前回も行われませんでした。これはなぜか。なぜ今回行うということにしたのか、その点も確認させていただきます。

**施設再編・整備担当課長** 私からは、何点か御質問があったので、お答えいたします。

まず、アンケートの関係で、利用していない人が中心だったという話なんですけれども、説明会におきましては、利用者の方さまざま来られまして、さまざまな御意見をいただいているところでございます。また、利用していない方の意見、これも貴重な意見ということもございまして、そのあたりを総合的に勘案して今回計画案をつくっているというところでございます。

**富田議員** 頻繁に利用された方の意見はというふうに聞いたんですが。

**施設再編・整備担当課長** 頻繁に利用された方の意見も含めてです。

それから、一次プラン実施以降の施設の延べ床面積の増減の話、これは前回の総財でもこちらのほうで答えられなくて申しわけなかったんですが、26年、実施プランのスタ

一トのときから29年度までの施設全体の延べ床面積の増減につきましては、約1,000平米程度の増加というふうな形になっております。これは、施設再編整備計画が策定される前から動き出していた計画もあったものですから、こうした結果になっておりますが、再編計画の策定後に、計画に基づく取り組みによる施設の延べ床面積の増減といたしましては、約1万平米弱程度減少しているというところでございます。

それから、二次プランにおける集会室の延べ床面積と施設数の減少の予定はということなんですけれども、こちらにつきましては、地域コミュニティー施設、今回、二次プランの目玉とさせていただいています。こちらが中心の取り組みとなりますので、ここで話しいたしますと、このたび4施設、転用あるいは新設ということになりますが、施設数からいきますと1減、延べ床面積でいきますと、約108平米程度の増加を想定しているところでございます。

それから、今後30年間における施設のコスト試算の関係でございまして、2020年以降においても単価は同じなのかということですが、こちらにつきましては、直近の区の実勢価格を踏まえるとともに、先の単価の見通しというものもなかなか立てにくいところがございますので、今回の試算では一律に同額の単価を設定したところでございます。

また、二次プランでは売却等はないのかというお話でございまして、今回のプランではそういったプランはございませんでしたが、今後もさまざまな活用を考える中で、そういったことも選択肢の1つとして含めているところでございます。

また、ゆうゆう馬橋館の関係で、今度地域コミュニティー施設に転用するに当たって、3階部分も優先利用になるのかということですが、先ほど申し上げました、施設全体を使って貸し室の優先利用枠を設けるという考え方でございまして、3階につきましても、優先利用枠の範囲になるというところでございます。

それから、乳幼児室につきまして、馬橋に置くのかということだったかと思うんですけれども、近隣に高円寺南児童館というのがございまして、こちらのほうで児童館の機能が入っておりますので、置く予定はございません。

**富田議員** 専門性のある職員を常時配置するのかというふうに聞いたんですが。

**施設再編・整備担当課長** それにつきましては、先ほど答弁いたしましたけれども、基本的には、そういったものを常時ということではございません。

**児童青少年課長** 私のほうからは2点お答えさせていただきます。

児童館からの機能の継承ということで、子供の居場所につきまして、放課後等居場所事業になったもので、具体的にできなくなった遊びというようなお話がございました。

まず、個々、一個一個の遊びのほうに移行してどうのということで私ども申し上げているものではありませんで、全体として、新しくできるようになった遊び等もございまずし、カードを使って動く遊びもありました。その中でも、学校の中でなかなか難しいというのも実際問題として、おやつであるとかそういったもの、遊びのほうであるとキャンプであるとか、そういったものでは、今後引き続き検討していきたいなというものはございます。

また、高円寺地区におきまして、状況を見て、全体として子供の居場所が悪化したのではないかというような御質問がございました。高円寺南につきましては、高円寺中央児童館が子ども・子育てプラザになるということで、乳幼児親子の居場所としては充実しますし、高円寺学園のほうには、学童クラブと放課後等居場所事業をきっちり展開してまいりますので、決して、そういったことでプラザのほうが悪化したということは考えてございません。

**財政課長** 使用料に関する一連の御質問にお答えをいたします。

まず、今回の見直しの範囲というお話がございましたが、基本的には施設使用料の見直しということで考えております。

また、負担増になる人はどういう人かということですが、この間も御答弁申し上げますが、具体的に一律で値上げ、負担増をお願いするものではございませんし、今後、施設の性格に応じて検討していくということにしておりますので、場合によっては値下げになるという施設も可能性としてはあるのかなというふうに考えております。

また、前回の使用料については不適切なのかというような御質問がありましたけれども、これまでは維持管理経費を中心に使用料というものを算定しておりました。それはそれで適切だというふうに当然考えておりますけれども、今般は、その考え方、算定方法自体を改めるということにしておりますので、パブリックコメント等を通じて、区民の皆さんの意見も当然お聞きするということにしております。したがって、前回は算定方法自体の見直しを行っておりませんので、パブリックコメントは実施しなかったということでございます。

使用料につきましては以上です。

**中央図書館次長** 図書館につきまして御質問がありましたので、お答えいたします。

まず、第一次実施プランのときに、蔵書規模の適正化などを図りまして、コンパクトな図書館を目指すというような記載があったけれども、今回消えているということですが、これにつきましては、図書館では、蔵書規模の適正化の方針のもとに現在やってお

りまして、これは通常業務というようなことでやっておりますので、引き続き適正化に努めたいと思います。

それと蔵書数のことですが、これにつきましては、適正化ということですので、汚損本や破損本、こういったようなものを適正化するとともに、新規の蔵書は新たに購入等を行いまして、必要なタイトル数は今までどおり維持するというところでございます。

また、高円寺図書館のこともございましたけれども、これにつきましても同様に、適正化の方針のもとにやっていくというようなことで、現在、杉八小学校の跡地に移転するというようなことで、閲覧スペース等はまだ構想段階ということになっておりますが、今後適正に検討していきたいと思っております。

**富田議員** 「コンパクトな」と言っているのがなくなったのは、「コンパクトな」というのはしなくなったということですか。

**中央図書館次長** 必要なスペースは当然確保していくとともに、蔵書の適正化を図っていくということでございます。

**富田議員** 答弁漏れが。

**議長** 答弁漏れありましたか。

**富田議員** はい。

**議長** 済みません、ちょっと指摘してください。

**富田議員** 前回のパブコメで児童館に関する意見が48件出て、その全てが反対意見だった。こういった意見について、区長は1つの意見だと切り捨てた。こういった姿勢を正して、今回パブコメで計画に対する反対意見が届いた場合は計画を見直すべきというものに答えがなかったと思うんです。

あと、一次実施プランの評価・検証について、どのようなものか確認するというふうな3番目の質問にも答弁がなかったように思われるんですが。

**子ども家庭担当部長** 児童館の関係の再編に係る御質問ですがけれども、私どもこれまでも、パブコメでさまざまいただく意見も当然参考にしますし、それ以外の、例えば一例を挙げれば、子ども・子育てプラザのあの盛況な参加状況、そういった実績、あるいはそういうところで聞こえてくる声、そういうことを総合的に考慮して計画に生かしている、こういうことでございます。

**施設再編・整備担当課長** 私から、一次プランの評価といいますか、総括というところだと思っておりますけれども、こちらにつきましては、二次プランの計画案の後ろのほうにもちょっと載せましたけれども、これまでの主な成果という形でもまとめているところでございます。

例えば保育所の整備につきましては、待機児童の解消というところを目途に、再編整備の区立施設を活用した保育所整備ということで、待機児童ゼロに向けての取り組みの推進に寄与したというところ、また特別養護老人ホームの整備におきましても、1,000床を目指している取り組みの中で、こういった形で600名以上の定員を確保した。さらには児童館に関しましては、再編によって乳幼児親子の利用がプラザで4倍にふえたとか、こういった形で取り組みは着実に、論より証拠というところできっちり出せたというふうにごちらとしては考えているところでございます。

**議長** それでは、藤本なおや議員。

**藤本議員** 会派を代表して、11項目質問させていただきます。

初めに、総合計画についてであります。

私どもの会派の代表質問で、成果指標の達成状況を問いました。計画最終年度の33年度の目標値に対する現時点での達成状況については御答弁をいただきましたが、一方で、前回改定に当たって、実行計画における29年度を最終年度とする目標値が総合計画の中で示されております。そこで、施策指標の29年度までの進捗について伺いますが、29年度の目標値をクリアできた指標は幾つあったのか、また、全施策指標に対する割合、達成率についてもお示しくください。

また、総合計画、第2段階のステップ最終年度が今年度に当たりますが、第2段階の施策指標の達成状況の見通しについても伺います。

次に、総合計画では施策ごとに現状と課題が記載をされておりますが、今回の改定に当たり、この記述で、数値や表現の変更のみならず、内容面でも相当な変更が見受けられます。そこでまず、この現状と課題について、何施策、何項目の記述変更を行ったのか伺います。

また、計画最終年度の目標の記述についても同様で、変更がありますが、同じく、何施策、何項目の変更を行ったのか伺います。

さらに、現状と課題及び計画最終年度の目標の変更箇所は、現計画と読み比べないとわからず、特に計画最終年度の目標は、今後、変更した箇所がわかるような資料の添付か、もしくは計画本文の記載の工夫などを求めますが、見解を伺います。

次に、現状と課題、そして計画最終年度の目標の変更について、詳細を幾つか伺います。

初めに、施策9、「持続可能な環境にやさしい住宅都市づくり」では、大きく書きぶりが変わっております。この理由について伺うとともに、目標の2番目の記述で、歩きたばこやポイ捨ての減少、管理されていない空地等も減少云々が新たに最終年度の目標

に記載をされました。この目標に対する新規の施策指標がありません。このほかにも、施策18、「地域福祉の充実」の最終年度目標の3項目め、「子どもたちが安心安全に、」云々という部分は新規の記載ですが、これも施策指標の目標値がなく、このように新たに計画最終年度の目標を設定したのであれば、施策指標の目標値も新たに追加すべきではないかと思いますが、見解を求めます。

次、施策12、「地域医療体制の充実」では、現状と課題のところ、「インフルエンザ等の新たな感染症に備え、」云々以下の記述が丸々項目ごと落ちておりますが、この理由について伺います。

次に、施策指標について伺います。

施策8、「水とみどりのネットワークの形成」の施策指標の目標値に設定をしております緑被率について伺います。

この指標の説明では、みどりの基本計画における数値目標を持ってきておりますが、このみどりの基本計画は、区制100周年目に当たる平成44年度を最終目標年次に定めておりまして、平成22年度以降の計画改定が行われておりません。ですので、みどりの基本計画内の計画の位置づけという記載では、前基本構想の21世紀ビジョンの部門別計画の下にあるんだということがいまだに残されております。みどりの基本計画の目標値を現行の総合計画の施策指標の目標値に設定するのはいかがなものかと思いますが、見解を求めます。

この計画の緑被率を総合計画の施策指標に用いるならば、早急にみどりの基本計画の計画位置づけなどを改定し、さらに、平成33年度を中間年次目標として再設定して、この数値目標を定めるべきではないかと思いますが、区の見解を求めます。

また、そもそも計画体系からいえば、法令で目標年次が定められている計画ならばいたし方ないんですが、みどりの基本計画のように、基本構想や総合計画の計画期間10年間より長い最終目標年次を設定している計画が存在をすること自体、正直違和感を感じますが、計画体系の視点から区の見解を求めておきます。

次に、施策11、「いきいきと暮らせる健康づくり」に関連して伺います。

介護予防事業などによって介護認定を受ける年齢が上がって、健康寿命を延ばすということは大切でありますけれども、さまざまなこうした予防事業を今後展開していくことによってその結果、将来、高齢者の社会保障に係る経費がどれくらい縮減されるのかということの議論がこれまで余りなかったように感じておりますが、そもそもこういった分析は区がなされているのかどうか、確認をいたします。

また、これから計画案が確定をして財政計画が示されると思いますが、こうした予防

事業における費用対効果の視点から、社会保障関連経費の削減効果額はどの程度見込まれているのか、伺っておきます。

話題を変えて、実行計画、3点伺います。

19ページ、富士見ヶ丘駅周辺まちづくりが新しく盛り込まれましたが、既に30年度末（見込）からまちづくり方針の検討となっております。そこで、対象範囲、エリアについて伺うとともに、当面のスケジュール、進め方について伺います。

28ページ、馬橋公園の整備について。気象庁住宅跡地の用地調整が今年度末によりやく見込まれるようですが、この間の経緯を改めて整理するとともに、今後のスケジュールなどの詳細を伺います。

また、土地の取得に当たって現状の建物はどうなるのか。さらに、今後の公園の計画づくりについては、以前より地元住民の意向を踏まえるように強く求めてまいりましたが、改めて区の考え方とこれからの進め方について伺います。

67ページ、区立小中学校の改築について。杉並第二小学校と中瀬中学校が盛り込まれました。この2校が選ばれた理由について伺います。

関連して、杉二小は既に今年度、放課後等居場所事業が開始をされておりますが、33年度に改築となると、居場所事業の居場所がどうなるのかということ。本来ならば、改築に合わせて居場所事業を開始すべきではないかなど、ちぐはぐ感が否めないんですが、この事業と改築スケジュールとの関係について伺っておきます。

再編整備計画について1点だけ、杉四小跡地についてです。これも詳細は時間がないので決算などに回しますけれども、この跡地の活用について、現在、地元の高円寺北町会連合会の会長さんたちが中心となって、杉四小の跡地を考えるあしたの高円寺プロジェクト協議会という組織が、この計画改定に合わせて立ち上がりました。今この協議会で、パブコメの締め切りまでに地元要望書をまとめ上げていくということで精力的に活動しておりますが、杉四小のお膝元である地元からの要望ということで、区はその内容を真摯に受けとめていただいて、これからの計画に反映されるよう強く求めるものであります。今後の進め方と、あわせて見解を求めます。

また、協議会から今後提出される要望に対しては、一方通行で受け取るだけではなくて、どのように計画に反映したのかとか、どういった理由で取り入れられなかったのかという、その結果を返してほしいということですので、丁寧な対応と回答を求めておきます。

最後です。まち・ひと・しごと創生総合戦略、1点だけ。19ページのフィルムコミッションについての実施ですが、総合戦略では33年度まで実施とされているにもかかわらず

ず、実行計画案の20ページでは、31年度からフィルムコミッションの記載がありません。この理由についてと、フィルムコミッションは来年度以降どうなるのか伺って、終わりにしておきます。

**企画課長** まず最初に、施策指標の達成状況というお話がございました。33年度の分については、本会議で確かにお答えしたとおりです。29年度の施策目標、各年次の目標達成度で申し上げますが、施策の84の目標のうち、8割以上達成しているものが約85%になってございます。

それから、目標値で細かいところで、実行計画も含めてですが、目標が変更されたところがわかるような工夫をというふうな御意見がございました。こちらにつきましては、御意見として承っておきたいと思います。内容につきましては、私どももわかるような工夫は当然していきたいと思っておりますので、こちらのところ、今の御意見も参考にさせていただきたいと思います。

それから、現状と課題に関して、修正している項目がどれほどあるかというふうなことがございました。申しわけないです、こちらのほうについては、ちょっと数値を今控えてございません。後ほど御報告させていただきたいと思います。

**環境課長** 総合計画の施策9についての現状と課題が変わったというところ、また、新たな項目が加わったというようなどころについてお答えをいたします。

基本的には前回の総合計画と内容は同じですけれども、表現を変えたということでございます。

また、計画最終年度の目標につきましては、従来、管理されていない空き地等については、実行計画の中で芽出しはしていなかったんですけれども、今回から、環境美化の推進のところから1つ、管理が適正でない空き地等の管理というところを芽出しいたしましたので、目標の記載が変わってございます。

目標のところ新たに加えなかった理由としましては、従前から内容に加わっておりますので、継続的な変化をとるということで、目標のほうは変更してございません。

**生活自立支援担当課長** 施策18の中で、「子どもたちが安心安全に、」というところの指標がないという御指摘でございますけれども、実行計画50ページ、「生活困窮者等自立支援の強化」の中に、「学習等支援事業の実施1,000件」、「子ども食堂等の運営支援」というような記載で指標として示してございます。

**みどり公園課長** 私のほうからは、みどりの基本計画に関係しての質問にお答えします。

確かに現計画では、21世紀ビジョンを上位計画として策定してございます。しかし、目標のほうはまだ達成できていないという状況の中で、現計画の中でもそれを踏襲して、



目標というふうに定めてございます。

また、33年度を中間年次ということなのですが、この間、都市緑地法だったり都市公園法が変わってきてございます。改定のごことは念頭には置いておりますが、そういう制度が改定する中で、そういうことも含めた施策の充実の中で、改定を視野に、中間年次の設定ということも考えていきたいというふうに思っております。

また、10年という年次が長いのではないかとということでございますけれども、他区の事例もちょっと調べてございまして、生き物を相手にしているということで、ほとんどの区が10年を超えるような計画年次を持ってございます。そういうことも参考にして、区としては、現段階では、長期目標で44年を目標年次としたものでございます。

あわせて、馬橋公園の関係についてもお答えします。

確かに用地取得については時間を要してございます。境界確定あるいは土壌の調査、そういうことで時間を要してございます。今年度、用地を取得するというふうな予定でございまして、その後2年ほどかけて、基本計画だとか、計画づくりを進めていきたいというふうに思っております。建物については、当然、公園づくりでございまして、解体というふうになります。

区民意見の反映につきましては、基本計画の中では、大きい公園でございまして、ワークショップ等を考えながら、区民意見の反映に努めていきたいというふうに考えてございます。

**杉並保健所長** 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定と、その関連が全部抜けているということでのお話でしたけれども、平成26年9月に、既に行動計画につきましては策定しておりまして、平成29年度はマニュアルも作成したところでございます。そのような中では、医療機関との連携強化が非常に大切ということで、医療機関との連携強化ということで言葉を残したところでございます。

**都市企画担当課長** 私から、目標2、施策6の項目2、「多心型まちづくりの推進」、富士見ヶ丘地域のまちづくりについてお答えいたします。

富士見ヶ丘駅周辺では、すぎなみの道づくりの優先整備路線に位置づけられた富士見丘通りの整備、富士見丘小中一体整備など、まちづくりのきっかけとなるさまざまな動きがあります。それらの動きを踏まえまして、杉並区まちづくり基本方針を補完し、まちの将来像を描き、地域住民などと共有するため、区としての方針を策定するものでございます。

今後のスケジュール、区域などにつきましては、今年度は、来年度に予定される中間まとめに向けて課題の整理を行う予定でございまして、その過程において、区域の検討を

行い、地域に周知を行いつつ御意見を伺いながら、まちづくりの具体的な手法のあり方などを検討し、平成32年策定に向けてまいりたいと思っております。

**学校整備課長** 私からは、杉二小と中瀬中が改築の対象になった理由等のお尋ねにお答えいたします。

杉一小を除きまして、この2校については最も古い学校の2つということになります。現在、長寿命の考え方についても整理をしております、今後80年もつかどうかという観点でも、この2校については、旧耐震の建物である、実際にはもう既に築60年近くたっている、そういったことを考慮して、今回改築の計画にのせたという経緯がございます。

もう一つ、居場所事業を今やっているということで、その関係はどうなるのかという御質問があったかと思いますが、来年度、地域の方も入った懇談会を設置して、その中で、御意見をいただきながら基本計画、またその次の設計に移ってまいります。区長部局とも話をして調整をしながら、そういった居場所づくりの事業についても、どのような形で校舎配置等々を進めていくか、やってまいりたいと思っております。

**施設再編・整備担当課長** 私からは、杉四小の跡地活用に関する関係のお話についてお答えいたします。

今議員御指摘がありましたあしたの高円寺プロジェクト協議会の方々につきましては、私も以前お会いしたこともございますし、また、今地域のほうでさまざまな意見交換をされているということも伺っているところでございます。今後は、そういった意見が地域としてまとまった形で御要望が出てくるというふうに予想はしておりますが、その段階でこちらとしても真摯に受けとめる中で、今後丁寧に、できるところ、できないところ含めて検討を図ってまいりたいというところでございます。

**産業振興センター次長** フィルムコミッションの件でございますけれども、もともとフィルムコミッションは、観光施策の1つといたしまして、撮影をしたい、施設を使いたいということで御希望があったときには、当該施設と調整をするわけでございますけれども、これまで計画化して対応してまいりましたが、なかなか撮影が長期間にわたるですとか、あるいは区民利用の観点から、調整が難しくなっております。したがって、計画からは外しまして、ただ、フィルムコミッションという看板はおろさないという形で、今後続けていきたいというふうに考えているところでございます。

**高齢者担当部長** 介護予防の成果というか、その辺の見込みということでございますけれども、これから高齢者がふえていく中で、要支援のほうが多少ふえるという見込みですが、要介護1、2、それから3、4、5については、減少を見込むというところで推計

をしております、それに基づく計画というふうになってございます。

**藤本議員** 縮減の財政効果はどれくらいなの。

**高齢者担当部長** 具体的な数値の積み上げというところまでは至っておりませんが、計画の、減少を見込んだ結果というところの積み上げということになっておりますので、その点が予算の積み上げにも反映されているということになろうかと思っております。

**議長** ここで午後4時まで休憩いたします。

(午後 3時46分 休憩)

(午後 4時 開議)

**議長** それでは、再開をいたします。

先ほど私のほうから、15分以内でという話をさせていただきました。これまでの質疑では、おおむね質問は5分以内で8項目以内、そうしますと、残りの10分で答弁をいただいて15分、これが今までの時間の流れを見ますと大変いい状況になっておりますので、皆様ぜひ御協力いただきますようお願い申し上げます。

では、安斉あきら議員。

**安斉議員** 区民フォーラムみらいを代表して質問いたしますが、6番目の会派ですので、多少、個別具体的で細かい質問もありますけれども、御理解いただきたいと思います。

今議長から8点ぐらいという話があったんですが、私は、総合計画5点、行財政改革推進計画1点、区立施設再編整備計画1点、まち・ひと・しごと創生総合戦略2点ということで、9点になりますが、短くやりますので、よろしく申し上げます。

それでは、まず総合計画から行きたいと思います。

大きなところで、総合計画、実行計画の改定に当たり、指標の見直し等が少しあったようでございますけれども、この改定において、限られた財源の中でさまざまな施策を遂行するということから、各施策を総点検し、必要が薄らいでいる施策や事業については、そもそも論、事業を廃止するなど、そういったような議論があったのか、ちょっとこれは確認のためにお聞かせいただきたいと思います。

2点目としまして、総合計画の29ページ、施策指標の推移と目標値で、特別養護老人ホーム確保定員が平成33年で2,388人となっておりますが、平成33年度以降の整備について、現段階での基本的な考えがあれば、お示しいただきたいと思っております。

また、実行計画44ページでは、今後の区域外特養の整備などについて、平成33年まで検討となっておりますが、現段階でこのあたりの考え方があれば、また課題があれば、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、総合計画43ページ、施策指標の推移と目標値で、保育園利用者の満足度を、33

年の目標値95%とありますが、この95%の具体的な根拠はあるのか、確認のために伺っておきます。これは保育の質ということでしょうけれども。

それとまた、認可保育園整備率についても、33年55.3%とありますが、この目標値の根拠、そして最終的に区が考える整備率はどの程度なのか、お聞かせいただきたいと思っています。

次に、総合計画47ページ、施策指標の推移と目標値で、学童クラブ待機児童数において、平成33年度の目標値が0人というふうに記載がありますが、待機児童の地域偏在をどのようにカバーして0人を達成していくのか、お聞かせをいただきたいと思っています。

そして、総合計画は最後になりますが、49ページ、施策指標の推移と目標値で、区立中学校3年生の学習習熟度の実績値、これは平成24年度が61.9%、平成29年度が57.0%、そして平成33年度80%というふうになっております。V字回復をするということなんです、目標値の根拠と、大幅な改善を図るための具体的な対策はどのように行うのかということを確認でお聞かせいただきたいと思っています。

次に、行財政改革推進計画のほうに行きますが、こちらは1点ですが、行財政改革推進計画の14ページから15ページで、職員定数の適正管理についてということで、6項目、目標というか項目がございました。定員管理方針に基づく職員数の適正管理、保育園調理用務員の退職不補充、清掃職員の退職不補充、学校用務業務の包括委託契約の推進、学校警備の機械警備委託の推進、学校給食の調理委託の推進、以上6項目で、いずれも削減ということになっているんですが、ちょっと細かいんですが、これらの取り組みの行革効果額の見込みはどのぐらいなのか、お示しいただきたいと思っています。

あわせて、定員管理方針に基づく職員数の適正管理の中で、平成33年までの3年間、20人の削減をするとありますが、行政は連綿と続く組織であり、業務知識の継承が重要であるということは過去の私の発言でも言ってまいりました。そのため、しっかりとした新規の採用が重要であると考えますが、新規の採用計画と退職者数の関係はどのようになっているのか、お示しをいただきたいと思っています。

次に移ります。施設再編整備計画ですけれども、36ページで、地域コミュニティー施設の概要について、基本的な考え方が示されています。1つとして、身近な地域活動の場、2つ目として、世代間を超えて交流、つながりが生まれる場として、それぞれの視点に立った具体的な活用内容が示されています。また、地域コミュニティーにつきましても、中高生の新たな居場所についても、一部のコミュニティー施設などのスペースを活用していくというふうにごうたわっておりますけれども、今後整備をしていく地域コミュニティー施設の全てに学習活動の場を設ける考えがないのか、確認のためお伺いした

いと思います。

次、まち・ひと・しごと創生総合戦略について2つお伺いしますが、この創生総合戦略について、取り組み内容の見直しを図った主な事業は何か、またその理由を伺います。

最後、新たに計画した取り組みは、どのような点に留意して計画化に至ったのか、また計画化に当たっての基本的な考えを伺います。

以上でございます。

**企画課長** 計画の改定に当たってのそもそもの事業の内容についてというふうなお話がありました。当然ながら、計画の改定案検討に当たっては、各所管課で検証し、その検証結果を踏まえて私どものほうでもまた検討しということで、庁内でのディスカッションを踏まえた結果でございます。ですので、そもそもの話としての必要性、そうしたところは当然ながら議論をした結果ということでございます。

**高齢者施設整備担当課長** 特養整備についてと、区域外特養整備についての御質問があったかと思えます。34年度以降につきましても、今後10年間で後期高齢者の方は約1万7,000人増加するというふうに予測してございますので、一定程度、特養の整備は必要だというふうに思っております。今後の特養整備に当たりましては、入所希望者の実態調査ですとか施設の入所の実態、そういったものを精査するとともに、認知症高齢者グループホーム等の整備状況なども見ながら、今後のペースですとか考えを取りまとめていきたいというふうに考えております。

それから、区域外特養整備でございますけれども、本年3月にエクレシア南伊豆が開いたしまして、その効果検証をまずやっていくとともに、引き続き、交流自治体である青梅市と協議を進めてまいりたいと思えます。

課題といたしましては、地元のニーズ、人材確保の問題、それから後期高齢者の医療負担の問題、こういった課題があるというふうに認識してございます。

私からは以上でございます。

**保育課長** 保育園利用者の満足度の指標のことでございますけれども、これまで目標値90%でやってきました。27年度までは大体八十五、六%ぐらいのところまで推移してきましたけれども、28年度以降は九十二、三%というところまで上がってきております。こうした状況を踏まえまして、次の目指すべき段階として設定したものでございます。

**保育施設担当課長** 私からは、認可保育所整備率についてお答えいたします。

認可保育所整備率の根拠でございますが、平成34年4月の区内14地区ごとの保育需要、それから保育需要数を算出したしまして、各地区の保育需要数に応じた整備数を計画してございます。この区全体の整備数、整備量が認可保育所整備率としては55.3%だった

ということでございまして、希望する全ての子供が認可保育所に入所できる環境が整う整備率であると考えてございます。

また、最終的な整備率でございしますが、今後の保育需要、またさまざまな状況の変化を見据えて、こちらについては検討していくべきものかなというふうに考えてございます。

**済美教育センター所長** 私のほうからは、杉並区立中学校3年生の学習習熟度についての目標値の根拠と、改善を図るための具体的な方策についてお答えします。

目標値の設定につきましては、区の特定期間に関する調査においての学習指導要領に示された内容の理解、おおむね満足できる状況にある生徒の割合として、実績値として80%と設定しました。

今後の方策につきましては、授業改善にかかわる教員研修の充実、補習授業の実施、また研究課題指定校による研究成果の周知をしております。また、学力向上をさらに加速化させていくために、各学校におけるICT機器の日常的な活用を図って、個別の学び、また共同の学びの充実を図って、確かな学力の向上に努めてまいりたいと考えております。

**児童青少年課長** 私からは、学童クラブ待機児童数について、御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、各学童クラブの需要数は、対応する小学校の規模によって、クラブによって違いがございます。こうした実態を踏まえまして、今回の計画等では、各学童クラブの需要予測に基づきまして、小学校内での実施や機能移転後の児童館を活用した整備などにより、受け入れ数の拡大を図ることとしております。こうした取り組みを着実に進めることで待機児童の解消を図っていく考えでございます。

**行政管理担当課長** 私からは、行財政改革推進計画のうちの、調理用務等々の職員削減にかかわる行革の効果額についてのお尋ねにお答えいたします。

この効果額につきましては、本業務の常勤職員約63名を削減いたしまして、さらに、削減後の委託等々にかかわる経費、これらを見込んだ結果といたしまして、3年間で3億9,000万余の行革効果額を見込んでいところでございます。

**人事課長** 私からは、新規採用と退職者の関係につきまして御説明いたします。

退職者の多くが再任用フルタイムを選択するということが想定されておりますので、退職者イコール新規採用者というわけにはなかなか難しい面はあろうかと。しかし、行革も進めてまいりますので、そこから生み出された分で新規採用の確保はできるというふうに考えているところです。特に31、32年度については、定年退職者が多いということがございますので、経験やノウハウを継承するという観点からも、計画的な採用を進

めてまいりたいというふうに思っております。

**施設再編・整備担当課長** 私からは、地域コミュニティー施設に関するお尋ねに対してお答えをいたします。

地域コミュニティー施設につきましては、新たに今度ラウンジを設けますけれども、このラウンジというのは、例えば談話や簡単な打ち合わせ、それから、お一人で立ち寄って読書や飲食をする、あるいはイベントスペースとして活用する、そういった形で、自由度の高い利用ができる場としていく考えでございます。御指摘の学習の場としての活用につきましても、このラウンジにおけるさまざまな活用の中の1つとして想定しているところでございます。

**地域活性化推進担当課長** 私からは、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関するお尋ねにお答えいたします。

まず、取り組み内容の見直しを図った事業についてですが、主な事業としましては、宿泊施設との連携による環境基盤整備事業で、これは、住宅宿泊事業法の施行に伴い、事業内容を変更したものでございます。

また、乳幼児の遊びエリアの整備事業は、すくすくひろば14カ所の整備が完了したため、今後は、区民ニーズと時代の変化に対応した多世代が利用できる公園づくりの中で、乳幼児の遊び場、エリアの整備に努めるものとしたものでございます。

次に、新たに計画化した取り組みについてのお尋ねですが、総合戦略の改定案では7つの事業を新たに追加しました。総合計画、実行計画の改定に合わせて、実行計画事業の中から、総合戦略の基本目標の実現に寄与度が高い6つの事業を抽出いたしました。また、実行計画以外の事業としましては、今年度開催しました地方創生・交流自治体連携フォーラムで議論されました取り組みを計画化したものでございます。いずれも、総合戦略の基本目標の実現に向けて、さらなる充実、加速化を図るために取り組みを計画化したものでございます。

私からは以上でございます。

**議長** では、山本あけみ議員。

**山本（あ）議員** 立憲民主党杉並区議団を代表いたしまして、質問をいたします。大きく6項目です。

総合計画、4項目あります。

まず、耐震改修の促進について。

耐震化率が向上してきました。2021年度の目標は96%となっておりますが、区内を見渡すと、空き家や築年数が古い住宅も見受けられ、数字ほど向上していないと感じること

があります。区内には耐震化がされていない件数がどれほど残っているのか。

また、耐震診断で改修の必要ありとなったものの、その後改修が進んでいるかを区は把握しているでしょうか。

これまで区民からの手挙げ方式による改修促進をしてみましたが、問題意識を持つ区民ばかりではなく、限界があるのだらうと考えています。今後工夫を求めるところですが、戸別訪問やアドバイザー派遣をどのようにしていくのか。対象者はどうやって決まるのか。

次に、地区計画等まちづくりの推進です。

地区計画とは何か。どういう手法があるのか。区内のこれまでの実績は幾つあるか。

また、杉並区では、本年3月7日時点で地区計画が90地区策定されていますが、当区においての今後の活用はどう考えているでしょうか。

また、まちづくり活動支援などで、市民主導の小規模な地区計画策定の取り組みなどによって、大きな行政課題であります木造密集地帯などの防災性向上を期するようなことも考えられると思います。推進すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、新たな資源分別回収品目の調査検討です。

これまでの資源回収により、リサイクルは着実に進んでいるか。新たな資源分別の回収品目の想定はあるか。

また、プラスチックごみが世界的な問題となっています。減量化対策はあるのでしょうか。

可燃ごみのうち剪定枝を分別回収し、域内処理を行っている自治体もあるが、可燃ごみ削減に向けて検討するよう要望しますが、いかがでしょうか。これまでの施策によって今後総量が減っていく取り組みも求められていくと思います。当区では総量は減っている現状はあるのか、お尋ねします。

次に、不登校対策です。

2021年度目標値に不登校児童・生徒の出現率ゼロ%とあります。目標を出現率ゼロ%とすることで、やむなく不登校をしている児童や生徒を全否定しているかのようにも感じることがあります。また、達成させるための先生の負担感も大きいのではと危惧をいたしますが、いかがでしょうか。

また、当区の不登校の出現率というのは全国平均に比べてどうか。

また、文部科学省から幾つかの通知がございました。平成29年3月28日、「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実について」、また、平成30年4月3日の「不登校児童生徒、障害のある児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童



生徒等に対する支援計画を統合した参考様式の送付について」とありますが、この概略と、また、この通知が当区の計画にどのように生かされているのでしょうか。

次に、行財政改革推進計画、3点あります。

補助金の見直しはこれまでどのように行われ、来年度の評価の仕組みの検証は、庁舎内や学識経験者など、こういった体制で行われる予定か。

次に、子育て応援券事業は、区民に子育てを行政が応援していると大変好評ですが、適正化により、より一層応援してもらっていると感じる区民が多くなることを目的としているか。

次に、モニタリングシステムの実施に関して、委託事業はふえる傾向にある。モニタリング数をふやしていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

最後に、まち・ひと・しごと創生総合戦略です。3点あります。

多子世帯の保育料等の負担軽減の実施事業の目的は何か。当初は、負担軽減を図り、出生率向上に資するということだったと記憶をしておりますが、そうであれば、評価指標は出生率としてもよいと考えるが、いかがでしょうか。また、該当者数推移は把握をしているでしょうか。

次に、ホームステイ・ホームビジット支援事業に関して、事業概略と進捗、区内の各種団体との連携の可能性はあるでしょうか。

最後の項目です。資料の16ですが、既婚者の希望する子供の数と現在の子供の数とを比較してみると、「希望より少ない」が61.1%、「希望と同じ」37.9%とあり、大変厳しい数字となっておりますが、よくよく見ると、出生というのは、年代別に掘り下げて、それぞれ同じくらいの母数、これはたしか二百幾つだったと思うんですが、そういったくらいの統計がないと、一概に結果を導き出せないのではないかと考えます。もう一工夫を要望いたしますが、いかがでしょうか。

**耐震・不燃化担当課長** 耐震改修の促進に関する質問にお答えいたします。

平成29年度末の耐震化率につきましては86.8%であり、耐震化されていない棟数については、約1万6,400棟と推計しております。この3年間の実績を見ますと、木造建築物では、耐震診断の結果、改修が必要となった半数以上の改修が進んでおり、改修に進んでいない建築物については、戸別訪問等を実施して改修に進むように取り組んでいるところでございます。

戸別訪問やアドバイザー派遣についてですが、木造建築物については、木造密集地域を中心に、未診断の建築物について戸別訪問を実施し、耐震改修が必要な建築物についてアドバイザー派遣を行い、耐震化の向上に努めているところでございます。

**市街地整備課長** それでは、私のほうからは、地区計画に関するお尋ねにお答えいたします。

地区計画は、都市計画法に定める手法の1つでございます。まちづくりの目標、方針、あるいは建築物のルールなどをきめ細かく定めることができる仕組みと認識しております。そういった意味で、区といたしましても、こうした地区計画をまちづくりに活用することは有効な手法と考えてございます。

3つ目の御質問でございますけれども、これまでの地区計画策定の取り組みの経験あるいは成果を生かしながら、地域の動きも注視しながら、地区計画策定につながるような、機運醸成につながるような取り組みをまた進めてまいりたいと存じます。

**環境課長** ごみの減量と資源化のうち、プラスチックごみの問題についてお答えいたします。

プラスチックごみの問題につきましては、まず何よりも発生抑制、つぐらない、使わないということが大事かと思っておりますので、レジ袋削減の取り組みですとか環境教育、環境学習、啓発活動といったものをまずやっていくということと、使った後のプラスチックにつきましては、しっかりと分別をして資源化をしていくというふうに、多面的に取り組んでまいります。

**特別支援教育課長** 私からは、不登校対策についてお答えいたします。

初めに、出現率の指標についてでございますけれども、無論、そういった児童生徒を全否定するというのではなくて、教育機会確保法の基本理念にもございますけれども、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保を図る、こういった観点から目指すべき指標というふうに捉えてございます。

それから、全国平均と比べてどうかというところでございますけれども、当区の出現率は、全国平均に比べると低いという傾向を示してございます。

それから、文科省からの通知に関するお尋ねがございました。

初めに、学校以外の場での学習等に対する支援の充実に係る通知の概要でございますけれども、これはフリースクール等に関する検討会議の報告を受けたものでございまして、大きく3点ございます。教育委員会、学校と民間等が連携した支援の充実、家庭にいる不登校児童生徒への支援の充実、支援のための体制整備ということでございまして、こういった支援の充実に図るというところでございまして、さざんかステップアップ教室の運営であるとか、それから、昨年初めて実施した宿泊体験事業の継続的な実施など、こういったことを計画化しているところでございます。

それからもう一つの、支援計画を統合した参考様式の送付という通知の概要でございますけれども、これは、児童生徒ごとに作成される計画について、複数の計画を1つにまとめて作成することで、業務の適正化を図り、効果的な指導につなげるということで参考様式が示されたものでございます。こういった様式については、既に区立小中学校において、不登校児童生徒一人一人に対する適切な支援を図るところで、個別のシートを作成し、活用しているところでございます。

**ごみ減量対策課長** まず、資源の回収につきましては、新聞、雑誌が、デジタル化によりましてかなり発行部数が減っている、また瓶、缶につきましても生産量が減っているということで、ここについては伸び悩んでおります。一方、5年前から、小型家電とか不燃物の中に有用金属がございますので、これの回収を始めたところ、これについては増加しておりますので、今後も引き続き回収量の増に努めたいと思っております。

新たな資源分別につきましては、陶磁器等、再生利用が可能なものについて、費用対効果やごみの減量化を踏まえ、現在調査をしているところでございます。

また、剪定枝のリサイクルにつきましては、可燃ごみの削減には効果的だと考えておりますけれども、現在、剪定枝をリサイクルする施設が区内にはございません。また、新たに設置するには、敷地の確保とか騒音、そのような問題もございますので、また、分別回収によりましてコストも増をしてしまいますので、現在のところは難しいと認識をしております。

また、ごみの量につきましては、年々右肩下がり減少してございます。昨年度は、25年度と比べまして約5,400トン、5%ほど減少しているところでございます。

**財政課長** 行革計画の中の補助金の見直しについて御質問ございました。

まず、これまでの経緯でございますけれども、平成27年に学識経験者の方をお願いをいたしまして、補助金適正化専門委員を設置いたしまして、個別の補助金ですとか、検証・評価の仕組みについて御意見をいただいたところでございます。それをもとに、平成28年度に、補助金交付基準、また検証・評価基準を策定いたしまして、各所管において評価シートを作成するというようにしております。

現状、その評価シートに基づきまして見直しを行っているという状況ではございますが、31年度につきましては、この評価シートによる評価が実効性があるものなのかどうか、そういった仕組みについて検証するというところで、財政課を中心に庁内で検討していく予定でおります。

**子育て支援課長** 私からは、子育て応援券事業につきましてお答えいたします。

御指摘のとおり、応援券につきましては、子育てを応援する事業ということで、多く

の区民の方に御好評いただいているところでございます。一方で、余り利用されていないという方も多くいるという現状もございます。適正化に当たりましては、こういった現状を踏まえまして、よりわかりやすく、より使いやすくといった視点から現在検討を進めているところでございます。

**行政管理担当課長** 私からは、モニタリングシステムについてのお尋ねにお答えいたします。

まず、モニタリングのシステムでございますけれども、指定管理者制度を含めまして、委託業務について、安全管理を含む業務の履行確認と、それからサービスの質の維持向上を評価いたしまして、継続的に委託業務の管理監督をしている取り組みでございます。

今後につきましても、委託業務の増加に対応いたしまして、このモニタリングへの取り組みを一層充実いたしまして、良質なサービス提供に努めてまいりたい、このように考えてございます。

**保育課長** 私からは、多子世帯の保育料等の負担軽減についてお答えしたいと思います。

これは、子供を産み育てやすい環境を整えていくということを目的に実施しているものでございます。したがって、御指摘があったように、出生率についても一定資するものであるというふうには考えておりますが、出生率は、先ほど来も晩婚晩産の影響が大きいというような議論もありましたように、他の要因がかなり大きく影響するところもございますので、現在の地域の子育て支援サービス、施設が利用しやすいと感じる人の割合のほうが、指標としては適切ではないかと考えているものでございます。

出生率につきましても、当然把握しているものですが、先ほども出生率は少し下がっているという話でしたが、この事業を28年度から始めておりまして、一概にその効果というふうには言えないと思っておりますが、第3子以降については28年度から、第2子以降ということであれば29年度から、上方に転じているところでございます。

**文化・交流課長** 私からは、ホームステイ・ホームビジット支援事業に関する御質問にお答えをいたします。

初めに、事業の概略でございますが、この事業は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、区民と国内外の交流自治体の住民との交流を促進するために、ホームステイ・ホームビジットを受けていただくホストファミリーを支援していく仕組みをつくっていくものでございます。

次に、現在の進捗状況でございますけれども、ことし4月に担当者会議を立ち上げまして、既にホームステイを実施しております自治体の調査を初め、事業スキームの構築

を行っております。実施は来年度からとなりますけれども、試行実施として、来月10月に開催される交流自治体中学生親善野球大会に参加をいたします台湾の中学生30名に杉並区の選手の御家庭を訪問していただきまして、夕食をともにするホームビジット事業を行ってまいります。

最後に、3点目となりますけれども、区内各種団体との連携の可能性でございますが、3月に、オリパラのボランティアの募集に合わせまして、ホストファミリーの説明会と募集を行ってまいります。その折に、産業団体など各種団体との連携を図っていければと考えております。

**企画課長** 最後に私のほうから、恐らくこれはアンケートに関してのお答えかと思いますが、これは1つのサンプルとしてきちんと私どもも把握したということで、それも1つの検討要素かというふうに思っております。ただ、御意見のあるとおりで、いろんな要素があると思いますし、いろんなアプローチの仕方もあろうと思いますので、私どもも情報の収集は、直接お聞きする場面もいろいろあろうと思いますし、そうしたところなどを活用しながら、実際の動き、子育てしている方々の動向などはつかんでいきたいというふうに思います。

**議長** それでは続いて、松尾ゆり議員。

**松尾議員** 4項目だけお願いしますので、簡潔に御答弁をお願いします。

まず、実計のほうから。

ごみの新しい品目、ただいまも御質問がありまして、陶磁器とかいう話もあったんですけども、例えば電池とか、そういう考え方はないでしょうかということが1つ。

それから、品目をふやしますと、それに反してというか、1つの車の走る距離というのが延びると思うんですよね。1カ所で集めるものが少なくなるので、その車が長距離走って車を埋めていく形になると思うんですが、労働強化につながるのではないかとこのことを心配しています。実際、委託先の作業員の方の組合からいろいろ、今夏、大変暑い中で、休憩もとれずにずっと2時間走って作業しているというようなことを伺いまして、私も現場を見たら、実際リサイクルの日には走っていらっしゃるんですね。そういう現場を見ていますので、労働強化につながらないかという心配を伺いましたので、その点について御答弁ください。

それからもう一つ、関連して、容リプラに関係してなんですけれども、容リプラは現在はどういったところに利用されているか。ケミカルとかマテリアルとか、いろいろあると思うんですが、今年度はどういった形でリサイクルをされているかについて伺います。

次の項目として、高円寺小中一貫校の特別支援学級の配置について伺います。

本日配付されました区民の方からの陳情の中にもございましたけれども、現計画では小中両方とも2階の小学校低学年のフロアにあるということで、もし1年生で入学しますと、中学を卒業する9年後まで同じフロアですずっと過ごし、そして、中学生になっても小学校低学年の子供たちと同じフロアで過ごすということになります。中学生は中学生のフロアに支援学級のお部屋を設けるべきではないかと思っておりますので、この点を御答弁ください。

3点目は、行革に関連して、利用料の見直しです。多々今までにも質問が出ていますので、重複しないように質問します。

1つは、現在の算定方法を見直すということなんですけれども、現在の算定方法はどのような形で行われているのか。そして、どういった点で変更を加えようとしているのか、あるいは、何か新しい観点を加えようとしているのかということについてお答えください。

それからもう一つは、区民施設の使用形態なんですけれども、数年前に値上げと一緒に時間割りが見直されて、午後の時間帯が2つに分割され、午後通しで使うと、休み時間も含めてかなりの金額を払わなきゃいけないということや、予約が煩雑であるなどのいろんな御意見を伺っておりまして、利用料の見直しとあわせて、この時間割りの見直しもしていただきたいと思うんですけれども、その点についても見直しがかけるのでしょうか、どうなるのでしょうか。というか、やっていただきたいと思っておりますので、御答弁ください。

4点目、最後なんですけれども、施設再編整備計画に関連して、民間活力の導入について伺います。

私の読んだところでは、杉四小の跡地、それから杉並中継所、そして富士見丘小の移転した後の跡地について、民間活力の導入ということが書いてあったように思いますが、1点目は、もしほかにあったら教えてください。

それから、この3カ所なんですけれども、それぞれちょっと違った形なんだと思うんですね。杉四小に関しては、先ほども御質疑がありましたけれども、住民の方などとの協働といったことが念頭にあるのかなと思います。また、杉並中継所に関しては、建物がまだ新しく堅牢であるということで、建物を残したままの活用ということが検討されているのかなと思います。そして、富士見丘小に関しては、建物を除去した後の活用ということが検討されていると。それぞれの形が違うと思うんですけれども、どういったことが今後民間活力の導入として考えられるのかについて、もう少し詳しく御説明をい

ただきたいと思います。

そして、民間活力の導入といったときに、単なる委託とか指定管理とか、そういう話ではなくてということなので、PFIとかあるいはコンセッションとか、そういったさまざまな民間活力導入の手法があると思うんですけれども、どういったことを想定していらっしゃるのか。

それから、杉並区では、PFIといったときに、杉並公会堂の事例があると思いますけれども、杉並公会堂PFIの総括についてもついでに教えていただけるとありがたいと思います。

以上です。

**ごみ減量対策課長** まず、電池につきましては、現在不燃のごみとして集めてございまして、小型家電を集める際にも、中には入ってございまして、その選別のときには回収しておりますけれども、電池だけを個別に回収するということでは現在行ってございません。

また、品目をふやすと労働強化に当たるといってございましてけれども、資源につきましては民間のほうに委託をしておりますので、これについては、モニタリングのほうで、労働強化になっているかどうかというのはチェックをしているところでございます。

また、容リプラにつきましては、ケミカルが主体でやっているところでございます。

以上です。

**特別支援教育課長** 私からは、仮称高円寺学園の特別支援学級についてお答えいたします。

小学校、中学校の特別支援学級を2階のフロアのところに置いてあるということにつきましては、まず第一の眼目としては、小中一貫の9年間の教育をしっかりと進めるということで、同じフロアに置いたということが眼目でございます。違うフロアに置いてあるという事例も伺っているところではございますけれども、やはり小中一貫の9年間の教育をしっかりと進める、これを第一にということでございます。

もちろん、2階のところ、特別支援学級のそのエリアだけを授業で使うわけではございません。高円寺学園の建物全部を使いながら教育を進めてまいります。そういった教育の中身につきましては、来年度、31年度の秋には建物も完成いたしますので、そういったところから、体験的なものであるとか、それからモデル的な取り組みもやりながら、実際の教育環境をつくっていかうということで考えております。そういった検討も既に始めたところでございます。

**財政課長** 施設の使用料の見直しに関するお尋ねがございました。

まず、算定方法でございますけれども、現状の使用料につきましては、維持管理経費をベースに負担割合を考えているというところなんです、今般の見直しに当たりましては、何度か御答弁しておりますけれども、公共性や市場性、また選択性や必需性、そういった施設の性格に合わせて負担割合を見ていくという方向で進める予定であります。

また、施設の利用枠についてのお尋ねといえますか、要望がございましたけれども、施設利用料の見直しというのは、受益者負担の適正化とともに、施設の有効利用という目的がございますので、必要があれば、そういったところも検討していくということになろうかと存じます。

**施設再編・整備担当課長** 私のほうからは、再編計画における民間活力の導入に関する御質問についてお答えさせていただきたいと思っております。

今議員御指摘がございました杉並第四小学校の跡地活用、また旧中継所、それから富士見丘小学校の跡地活用、こういったところにつきましては、民間活力の導入を検討の視野に入れているというところでございます。

具体的な内容につきましては、今議員おっしゃいましたPFIの話もございますけれども、例えば用地の貸し付けですとか、あるいは業務委託、指定管理といった従来の方法、さまざまな方法ございますので、これらの施設についてどういうふうな形でやるかについては今検討中でございますので、固まり次第またお話ししたいということでございます。

**行政管理担当課長** 私からは、杉並公会堂のPFIの導入についての評価ということでございますけれども、当時、杉並区の中でいろいろ民間との協力、あるいは民間活力を導入したという考え方の中で成立をしたPFIでございまして、それによりまして、建設事業者の資金力を活用して、現在も杉並公会堂として、大ホール、小ホール、コンベンションルームとか、そういう多機能な機能を備えたもので、多くの方に利用されているというようなことからすれば、このPFI事業は、導入をして、いい運営、評価を生んでいるというふうに考えているところでございます。

**松尾議員** 時間が若干あるので、再質問させていただきます。

まず、ごみの品目拡大についてなんです、労働強化にはなっていないとおっしゃるんですけれども、実際今、資源回収をなさっているときに、目の前を走っているのを見ているんですよ。皆さんも現場をごらんになっていると思うんですけれども、本当にダッシュで、汗かいて走っていますよ。それを午前中2時間とか3時間とか、走らないと間に合わないんですよ。ということで、品目をふやすのが悪いとは言わないんですけれども、そういったことに配慮してやっていくべきじゃないかなと。モニタリングをやっ



ているのでとおっしゃったんですけれども、私の知る限りでは、こういったモニタリングがやられているのか知らないのです、いつやって、どうだったということを教えてください。

それから、高円寺の小中一貫校の特別支援学級のことについてなんですけれども、ほかにも杉並区には小中一貫校がありますよね。和泉学園は、小と中、別の校舎に特別支援学級を置いていると思うんですけれども、高円寺ではなぜそうしないのか。高円寺の場合は縦に、だんだん学年が上がるとフロアが変わっていくような形の構成になっているわけなんですけれども、それだけになおさら、学年が上がったのに、ずうっと入学したときのまんま低学年のフロアにいるというのは、ちょっと中学生にとっては屈辱的な話じゃないかなと思いますので、これはぜひ、まだ学校が始まっていないので、その前に見直しをしていただくように、これも要望しますので、答弁もお願いいたします。

それから、利用料の見直しについて、これは説明会でもいろいろ御意見が出まして、それで、公共性とか市場性とかを見ていくというふうな御答弁は再々伺っているんですけれども、そのことの意味がよくわからないのでお聞きしているんですよ。公共性というのは、こういったことを公共性というふうに評価をするのか。その際、使用料は上がるのか下がるのか。それから、市場性というものについては、例えばこういったものを市場性がある、その場合には利用料はどうなるのかということをお説明ください。

**ごみ減量対策課長** 現在、集積所の数が分散化しておりますので、3万7,000カ所ありますので、走らなくちゃいけないという状況が生まれているというのは推測できますけれども、その辺については、事業者のほうの、もし労働強化につながる状況では、モニタリングの中からは——済みません、どうやってということ、事業者によってそれぞれ委託の内容が違いますので、時期等につきましては、ちょっと現在資料としては持ってございません。

それと、先ほど言いました集積所の数がふえておりますので、走る距離は長くなっているのではないかと感じてございます。

**特別支援教育課長** 繰り返しの答弁になりますけれども、そういった利点があります。和泉学園とちょっと違うのは、杉四、杉八、高円寺中には今、特別支援学級がございません。そういった観点からも、9年間の小中一貫の教育をしっかりと行っていくというところで、こういった配置にしているところでございます。

また、デメリット等についても、そういったことは認識しているところでございますので、先ほど申し上げた検討会などを使いながら、しっかりした教育ができるよう検討してまいりたいと思います。

**財政課長** 使用料に関する再度の御質問でございますが、まず公共性と市場性というところですが、公共性というのは、主に行政サービスに近いようなもの、イメージでいいますと図書館とか、そういったものが想定されると思います。また、市場性という意味では、民間にも類似のサービスがあるということになりまして、具体的な使用料につきましては、今後そういった性格を見ながら負担割合を検討していくということですので、どれが上がって、どれが下がるかというのを今の時点でお示しすることはできません。

以上です。

**議長** それでは、田中ゆうたろう議員。

**田中議員** 4点お尋ねをさせていただきます。

まず、総合計画、実行計画改定案に保育施設等の整備がうたわれ、総合計画43ページに、「希望する全ての子どもが認可保育所に入所できるよう、引き続き認可保育所を核とした施設整備を図るとともに、保育の質を確保する取組を進め、就学前における教育・保育サービスを適切に提供していく必要があります。」と述べられておりますけれども、先般の総務財政委員会でも確認をさせていただきました、この「希望する全ての子ども」という文言の意味するところでありまして、御答弁では、認可保育園に入れなかった子供たちのことであるという旨の御答弁をいただいたかと思っております。認可保育園に入れなかった全ての子供を「希望する全ての子ども」と表現することは、法律等の文言にも根拠の見当たらない言いかえであり、非常に違和感を覚えるところでありまして。少なくとも、ゼロ歳児や1歳児の乳児が、みずから認可保育所に入所を希望するなどということはどだいあり得ぬことであって、入所を希望するとすれば、それは親であります。ともすれば、子供の人権を軽んずる表現ではないかとのそしりを免れないと思っておりますけれども、見解を伺います。

2点目。この総合計画、実行計画改定案を拝見しておりますと、これまでの保育施策に関する当区議会での議論の蓄積が、どうも十分には反映されていないかのようなもどかしさを覚えます。保育の質の確保こそ新たに盛り込まれたものの、昨年来特に議論されてまいりました、区長による国に対する育休制度改善働きかけの課題でありますとか、あるいは地域偏在の課題でありますとか、あるいは、私も以前、当区議会で御紹介したかと思っておりますけれども、保育園に落ちたい親たち問題ですとか、あるいは、当区に近い将来予想される人口減の問題、東京一極集中への懸念の問題、せっかく移り住んでこられた子育て世代が必ずしも定住してくださる保証がないという問題、あるいは認可外保育施設等々への支援の問題、さまざまな議論が議されてきたわけでありましてけれども、

どうもそうした反映が十分なされていないのではないかとこの私のもどかしさを覚えます。この私の今の指摘に対する見解をお尋ねいたします。

3点目です。まち・ひと・しごと創生総合戦略改定案25ページに、「交流自治体等が実施している、区と各自治体の未婚者の出会い・交流の場を確保する事業について、結婚を希望する若者がより多く参加してもらえるよう、区の広報紙及びホームページ等を活用して事業のPR活動を支援します。」とありますけれども、この記述からは、杉並の人口増を目的とするのか、地方創生を支援し、そのためには杉並の人口減もやむなしとするのかが明確ではありません。未婚の若者については、私は、杉並にこそ移り住んでもらえるような仕掛けが必要ではないかと考えております。どこかの自治体に移り住まわれてしまっただけでは元も子もないと考えますけれども、いかがでしょうか、見解をお尋ねいたします。

それと、4番目、最後ですけれども、先ほども議論がなされておりましたけれども、実行計画改定案44ページに、「南伊豆町との自治体間連携による取組を踏まえた特別養護老人ホームの区域外整備について、引き続き都や広域連合等に必要な働きかけを行いながら、検討を進めます。」とありますけれども、具体的な自治体名が挙げられておりませんでした。先ほど他の議員の質疑に対しまして、明確に青梅市という自治体名が答弁の中で挙げられておりました。課題もあるということではございましたけれども、検討がきっちりとなされている以上は、書き込んでいただくほうがベターではなかったかと感じます。区域外特養の候補地として、なるべく当区から近い自治体が望ましいとの観点からすれば、交流自治体であり、なおかつ、杉並からは日帰りも可能な青梅市などとの連携は、本来、南伊豆町以上に望ましいというべきであって、当区議会でも、これまで青梅市の名が何度か挙げられたこともあったかと記憶しております。先般の本会議でも他の議員から言及がありましたけれども、改めて、青梅市等、具体的な自治体名が挙げられていない理由についてお尋ねをいたします。

以上です。

**保育施設担当課長** 私からは、保育所の「希望する全ての子どもが」の文言についてお答えさせていただきたいと思っております。

「希望する」というのは、その時点で認可保育所のほうに入所を申し込んだといった意味でございます。また、「子ども」という文言を使ったところでございますが、保育所に入るのが子供ということで、わかりやすく「子ども」という形で使っておりますが、これをもって子供の人権を損ねるとか、そのようなふうには考えているところではございません。

**保育課長** 私からは、この間の議論が保育の施策に生かされていないのではないかと御質問にお答えいたします。

今回、保育施策の中では、認可保育所を核とした整備を引き続き進めていくということと、あわせて保育の質を確保するということを両輪として打ち出しております。その中には、例えば先ほどもお話がありました認証保育所の問題であれば、認可保育所の整備という中には、認証保育所の認可化の移行をきちんと支援していくことであるとか、それから、先ほど出たお話の中では、例えば育休の問題については、改善を引き続き国のほうにしっかりと要望もしてございますし、落ちたい問題のこともございました。こういったことにつきましては、区としては、先ほど施設担当課長のほうからも御答弁いたしましたけれども、今入りたいと思っている方が全員入れるような環境を整えていく、そこがまず大事だということで進めているというところで、この間の議会での議論も踏まえた上で進めているというふうに考えてございます。

**区民生活部管理課長** 創生総合戦略の交流自治体との出会いの場の創出支援ですが、これは、どちらか一方が何かいいことがあればいいということではなく、交流自治体を通じて、交流都市と杉並と両方がウイン・ウインの関係になれるようなものを目指したものでございます。

**高齢者施設整備担当課長** 区域外特養整備につきましては、現在、交流自治体である青梅市と協議を進めておりますけれども、これは今後の検討の経過がございますので、青梅市さんと協議して、結果がそこにつながっていくかどうかということは、まだ今のところ決定しておりませんので、青梅市という形では記載をしております。

**田中議員** 時間が少しあるということですので。今の御答弁ではとても納得できないところがたくさんあるんですけれども、詳しいことはこの後の機会に譲るとしまして、ウイン・ウインの関係云々ということについてだけちょっと申し上げたいんですけれども、先ほど私に取り上げたのは、交流自治体等が実施している出会いの場ですから、杉並に移り住んでもらうということが目的ではない、ウイン・ウインだということだったんですけれども、例えば、同じまち・ひと・しごと創生総合戦略の改定案の11ページなんかを拝見すると、結婚を希望する男性と女性の出会いの支援というようなことを明確にうたっていらっしゃるわけですね。

それで、先ほど来、少子化をめぐる議論もあったかと思えます。はっきり言えば、これだけ保育施策を強力に推し進めてきても、それが必ずしも出生率ですとか少子化に対して確実な決定打になり得ていないということが数字からも明らかなわけで、その辺も私はこの議会でいろいろ述べてきたつもりでありますけれども、例えば、保育園をつく

る、保育園をつくるというんじゃなくて、保育園はそれはそれでももちろん大事なことで、けれども、少子化ということに絞るのであれば、まずもって若い男女が結婚をして、杉並の問題としていえば、この杉並に住んでもらわなければ、そして住み続けてもらわなければ、少子化なんか解決するはずがないので、保育園も結構だけれども、例えばいわゆる婚活ですよ、そういうようなものをちゃんとやらなきゃいけないんじゃないかと思うんです。そして11ページにそういうことが書いてあるわけだけれども、さっきのお話を聞いていると、いや、ウイン・ウインだみたいなことをおっしゃっているので、何か統一性を欠くような気がするんですけども、私の今の指摘に対する見解を伺って、ここでは終わりにいたします。

**区民生活部管理課長** いずれの事業も、御本人のそういった希望があれば、区は支援していくという立場がまずあります。それと、仮にここでカップリングというか、ペアになったとしても、それは、今議員がおっしゃる人口増とか出生率とかに大きく影響するものではないというふうに考えております。

**議長** それでは、堀部やすし議員。

**堀部議員** 手短に済ませますので、再質問を留保いたします。

まず、総合計画、実行計画の改定案についてです。

今回、この全協に3年間の財政計画が提示されていません。一応、実行計画は財政の裏づけを有する計画、こう銘打っているわけですが、一体これはどこで担保されているのか。いろんないいことがいっぱい書いてありますけれども、実際にこの計画の是非は財政的な裏打ちがどれほどとれているのか、どういう財政計画のもとで実現することになっているのか、そこがわからないと、いいも悪いも判断しようがありません。見解を求めます。

第2番目です。これは本会議でもきょう話題にしましたけれども、オリンピックを目前にして受動喫煙防止対策が大変重要なテーマになっていますが、今回の計画に目ぼしい記載が余りありません。これはどういうことなのか。それで、きょう本会議では、保健福祉計画156ページを参考に質問したわけですが、これによると、杉並区の成人女性の喫煙率は平成29年に6.0%であった、平成33年度の目標値も女性は6.0%である、こういう記載があるわけですが、どうも本会議では違う答弁が返ってきています。ちょっとこの辺について確認をとります。説明してください。

それから3点目です。いろいろと児童館が話題になっています。今回の施設再編整備計画では、児童館が地域コミュニティー施設に転用される、こういう案も出てきています。じゃ、今までの子供はどこへ行くんだということで、きょう、ラウンジなどを使え

というような答弁がありました。例えば学校に持っていけないもの、学校に持ち込むことが禁止されているものなんていうのが幾つかありますから、そういう子たちは、仮に学校の中で居場所ができたとしても、そういう持っていけないものでは学校の中で遊べないということになりますけれども、現在児童館などでは、学校に持っていくと禁止されているものを持って行って友達と遊んでいる、こういうケースも聞いているわけですが、さて、ラウンジへ行けということになると、ラウンジというのは不特定多数の大人がたくさんやってきます。先ほど、食事をするなんてことも想定されているという説明がありましたけれども、夕方になると、御飯を食べたり、缶ビールをプシュッとあけて飲む大人が出てきたり、いろんなことが想定されます。はて、どうやって共存することを考えているのか。コーディネーターの話は先ほどから出ていますけれども、説明をしていただきたい。

また、教育機会確保法に絡んでいろいろと確認をしていますけれども、一応こちらでは、全自治体に夜間中学の設置など、就学機会の提供を求められているところです。また不登校特例校の設置についても求められているわけですが、この計画にはこういったことについては反映がありません。区としては設置する意向がないということなのか、見解を求めます。

それから、施設再編に関して、5点目の質問になりますけれども、地域区民センターや中央図書館が大規模改修となります。大規模改修は大体40年ぐらいのところで行っているわけですが、ということは、今回大規模改修するこれらの施設は、80年まで使うことを前提として考えていると受けとめてよいのかどうか、見解を求めます。

最後になりますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてです。26ページを見ますと、例えば「南伊豆町『お試し移住事業』への参加支援」とあって、説明会の参加者数、これがKPIになっているわけですね。例えばお試し移住セミナーに52人の参加があったということ、要するに重要業績評価指標にしているわけですが、説明会に何人参加してしようと、実際に移住する人が出てこない、ほとんど事業としての実現性というのか、達成というのとは図れないと思うんですが、現在、南伊豆に移住している実績値は何人になっているのか、それぞれ滞在期間はどの程度となっているのか、説明をいただきたいと思います。

以上です。

**財政課長** まず1点目、財政計画に関するお尋ねがございました。

財政計画につきましては、前回も同様でございますけれども、今後の3年間の財政計画をあらわすものということで、計画の決定時にお示しをしております。その理由とい

たしましては、現在パブリックコメントを実施しておりまして、計画事業の全容が確定していないというところ、また、計画外事業におきましては、ちょうど来年度の予算の見積もりの時期に重なっていること、そういったことから、なるべく正確な財政計画とするという理由から、現在はお示ししてございません。

**政策経営部長** 1つつけ加えますと、歳入についても、直近の経済情勢を踏まえるとともに、国や都についても来年度予算の概算要求が始まっていますので、そういった中で、特別財源、特財の見通しなんかもやはり見きわめる必要がありますので、今の時期に出してしまうと、そういうことの見きわめがつかないで不正確になるということで、時期を計画決定前におくらせているということでございます。

**健康推進課長** 議員のほうから御質問の、受動喫煙対策の中で目ぼしい記載がないというお話でございますが、それについてお答えいたします。

この計画については、御存じのとおり東京都が条例を制定し、その内容について、私ども、今後都から条例の内容について、詳しい内容をいただけるものと考えております。したがいまして、その内容を踏まえて今後一層の協力体制をとっていきたいと思っております。現在においては、まずはその内容をきちんと区民の方に周知啓発することが大事というところから計画をしたというところがございます。

もう1点、その指標の中で女性の喫煙率についての御質問がございました。これについてでございますが、この指標は、杉並区健康づくり推進条例に目標、指標を定める規定がございまして、それに基づいて、平成26年の数字をもとに計画を策定したところでございます。平成26年当時、女性の喫煙率は8.3%でございました。これを2.3%下げるということを目標として挙げたものを、今回、保健福祉計画の中でも記載したというところがございます。

**議長** 午後5時を過ぎておりますが、この際全員協議会を続行いたしますので、御了承願います。

**施設再編・整備担当課長** 私からは2点、まず、地域コミュニティー施設に関するラウンジのことのお問い合わせがございました。

こちらにつきましては、御指摘のとおり、確かに不特定多数の方が来られるところでございます。今後どうやって運営するのかということにつきましては、民間事業者を想定してはいますが、その事業者の声、さらには地域の皆様の御要望、そういったものも考えながらでございますが、基本的には、この施設のラウンジの一定スペースをシェアしていくという考えのもとで、どういったルールづくりにするかについては検討していくというところがございます。

もう1点、区民センター、図書館の大規模改修の関係で、築80年程度とするのかどうかということでございますが、構造躯体のよい状態のものにつきましては、できる限り80年まで延ばしていくという考えでございますので、それにのっかって考えていくというところでございます。

**教育委員会事務局次長** 私のほうから、多様な就学機会というか、きょう本会議でも御答弁させていただきましても、お答えいたします。

本会議でも申し述べましたが、そうした多様な就学機会に対するニーズというのがあることは、十分、教育委員会としては認識しております。今例が出ました夜間中学については、都内8カ所ございまして、実際、年度末等にもお問い合わせがございまして、実態としては非常に少数でございます。当面、そうしたことでは、そういった方には適切な御案内をしていきたいと思っております。

それから一方、不登校の特例校でございますけれども、東京都からも、取扱基準、設置基準等々の通知等も来ていますので、本区の不登校の実態等を見ながら、何も認識をしていないわけではなくて、課題認識を持って研究をしていくという姿勢でいるところでございます。

**地域活性化推進担当課長** まち・ひと・しごとの関係でお答えいたします。

まず、南伊豆町のお試し移住事業への参加支援なんですけれども、K P Iにつきましては参加者数ということで、これはあくまでも南伊豆町が行う事業への参加支援ということですので、K P Iとしては、お試し移住のセミナーへの参加者数としているものでございます。

また、30年度、今年度のお試し移住の実績でございますが、7月末現在で11名の方が行ってございます。ただ、こちらの方は皆さん短期で、1カ月未満の方でございます。

私からは以上でございます。

**堀部議員** まず財政計画の件ですけれども、前回のローリングのときは全協に出ていましたよね。だから、別に案の段階で完璧なものを求める気はないので、大体の目安がわかれば、それでいいんですよ。一応、財政の裏づけを有する計画と書いているんだから、そこを示さないと判断のしようがないというのが基本的な考え方だし、区民の皆さんも、いろんなメニューが並んでいて、それはいいよということになるでしょうけれども、その結果、使用料がぐんと上がるんだとか言われるとやっぱり困るわけですよね、区民の皆さんの中には。だから、そういったところの対比というか、考え方は明確にしなくてはいけないだろうというふうに思いますが、どう思いますか。

それから、受動喫煙対策について、保健福祉計画の件で聞いたんだけど、保健福祉計



画の156ページには、平成29年度の成人女性の喫煙率は6.0%と書いてあるんだよね。それに対して、平成33年度の目標値も女性6.0%と同じ数値が書いてあるんだけど、これはどう判断したらいいのか。つまり、これは保健福祉計画の記載が誤っているのか、それとも、どういうことなんですか。現時点で一応、生活習慣行動調査で6.0%を達成しているのに、また引き続き6.0%を目標にしているのはどういうことなんだというのが私の基本的な問題意識で、本会議でもそう聞いたんだけど、どうもかみ合っていないとか、何かよくわからないんだが、その辺、整理して説明をしてもらいたい。

それから、最後に1つにしておきますが、先ほど聞いた総合戦略のお試し移住事業への参加支援、南伊豆町の件です。実績値としては11人だけど、全員短期であるということは、実際、こういうセミナーをやっても、移住には全くつながっていないというふうに受けとめざるを得ないけれども、その点は区はどのように考えているのか。それは南伊豆のせいだというふうに投げってしまう方法もあるけれども、一応、南伊豆と交流自治体になってこういう参加支援もしている中で、参加者数は一応確保しているけれども、実際の移住にはほとんど結びついていないということについてはどう考えているのか伺いまして、終わりにします。

**財政課長** 財政計画につきましては、前回の改定時も、計画決定の全員協議会の場でお示しをしております。

**堀部議員** まあ、別に完璧なものを求めているわけではないけれども、全く出せないということですか、それは。

**政策経営部長** 出せないというわけではないんですけども、今の時期に出すことが適当ではないという判断でございます。これは今回に限らず、かねてからこういう考え方でやらせていただいているので、今回もそれに倣ってやるということで考えてございます。

**健康推進課長** 議員の御指摘の女性の喫煙率でございますが、保健福祉計画にこれを載せてありますのは、資料編でございます。つまり、保健福祉計画の参考にすべき資料として添付したところでございます。今回のその数字については、平成26年に、健康づくり推進条例の中で定めるべき目標値がございます。その進捗を資料として添付したということなので、その目標値が、先ほど申しました2.3%下げるということで、今6.0の現状値にあるというところで、私どもとしては、目標値までは達成できたものの、今後さらに女性については喫煙率を下げよう努力していきたいということで、ここに載せたというところがございます。

**堀部議員** だから、実際はそうならないじゃないですか。さらに下げる目標になっていないでしょう。6.0%を一応調査では達成しているんだけど、そのまま6.0%を目

標にしているのは何でなのというのが基本的な問題意識なんですよ。

**健康推進課長** 今回の目標値は、保健福祉計画の中の目標値ではなくて、あくまで平成26年度の健康づくり推進条例の中で定めるべき目標として定めたものでございまして、その目標値を変更しているものではございません。したがって、6.0になっているというところでございます。

**地域活性化推進担当課長** 南伊豆町のお試し移住ですが、これはあくまでもお試し移住ということでございまして、2つの生活拠点を行ったり来たりするということに1つ意味もあるもので、必ずしも移住に結びつかなくても、南伊豆に行くという人の流れができるということにも1つの効果がありますので、必ずしも移住だけが実績ということではないと考えてございます。

**議長** それでは最後、木村ようこ議員。

**木村議員** 6点質問させていただきます。

まず1点目、区立施設再編整備計画の27ページ、中高生の新たな居場所づくりの推進について伺います。

今回の実施プランでは、9つの児童館が廃止対象となっています。これまでの児童館利用者である乳幼児親子については、既存施設が子ども・子育てプラザに整備されたり、代替措置が講じられています。学童クラブと放課後等居場所事業については、小学校内での実施となる予定です。

しかし、中高生の居場所については、永福三丁目複合施設、杉並第八小学校跡地を活用した複合施設で実施する計画となっているものの、多くの児童館については代替案が示されておりません。先日行われた区立施設再編整備計画の説明会では、代替案を検討しなかった理由として、利用者数の低迷が挙げられていたように思います。しかし、利用者である中高生の声を聞くことも大切です。例えば、今回の計画立案に先立ち、区立の中高生を対象に、中高生の現状や居場所に対するアンケート調査を実施したのでしょうか。施設再編の基本は、利用する人の声を可能な限り聞くこと、それこそが施設再編整備計画の一步だと考えますが、いかがでしょうか。

2点目、総合計画13ページの施策7の施策指標のうち、創業支援による創業者数の目標値について伺います。

33年度の目標値はこれまで45件でしたが、29年度実績値を踏まえ、80件に変更されています。27年度の実績値はたしか52件、そして29年度実績値は101件です。29年度実績を踏まえるということであれば、100件を超える目標を掲げるべきと思いますが、なぜ実績値よりダウンさせるのでしょうか。仮に、29年度はたまたま創業が多く、その数値

を額面どおり反映させることはできないということでしたら、29年度に100件を超える創業がなされた理由をお伺いいたします。

3点目です。総合計画71ページの各ルールの解説、ルール②についてです。

毎年度の施設整備基金への積立額の算出の方法が述べられています。その内容を一部抜粋させていただきます。「年平均で115.1億円かかると見込まれます。ここから、施設の更新規模の適正化や国や都からの補助金、区債などの特定財源を除き、残りの80%程度を施設整備基金でまかなうと想定し、毎年度の積立額を年40億円と算出しました。」

何が申したいのかといいますと、説明文では「80%」なのに、計算式は「×55%」、どうしてということになります。説明文にも、なぜ55%なのかちゃんと書くべきだと思いますが、区の見解を伺います。

4点目、実行計画36ページの「心の健康づくり」の推進について伺います。事業として自殺未遂者対策というものが挙げられていますが、これは具体的にどのようなものなのでしょうか。仮に区内に自殺未遂者がいたとして、区としてどのようにその存在を把握し、アプローチしていくのでしょうか。

5点目、実行計画39ページの長寿応援ポイント事業の推進について、事業の見直し検討と記載されています。見直し検討ということは、何らかの問題なり課題なりがあるのだらうと思いますが、現状、区が認識する問題、課題についてお聞かせください。

6点目、実行計画57ページの多様な保育サービス推進のうち、病児保育室について伺います。

既存の病児保育室は常に満室で、キャンセル待ちが10人以上になる日もざらにあると聞いております。また、当区はここ5年で、ゼロ歳児から4歳児の人口が2,000人以上もふえているんです。病児保育の対象者が明らかに増加傾向です。今後もこの傾向は続くことでしょうか。そうであるならば、3カ年で新規2カ所プラスと言わず、もっとふやしていくことが必要になるのではないかと考えますが、区の見解を伺いまして、私の質問を終わります。

**子どもの居場所づくり担当課長** 私のほうからは、中高校生の新たな居場所についてのお尋ねにお答えいたします。

先ほどもちょっと申し上げたとおり、中高校生の居場所づくりにつきましては、平成25年度に開催しました懇談会の中で中高校生の意見も聞きながら、それとあわせて中高校生の実態調査、そういった資料も確認しながら、基本的な考え方をまとめた経緯がございます。今後も、利用者である中高校生の意見も参考にしながら取り組んでまいりた

いと考えてございます。

**区長** 中高生の居場所なんですけれども、これは議会でもいろんな御意見がありました。私の記憶では、そんな中高生の居場所というのは意味がわからぬ的な、どちらかというとなんか求めない側の御意見もあったし、いろいろありまして、庁内でもいろいろ御意見……。木村議員は、今、数は少ないけれども利用者があるんだから、アンケートでもってその人たちの意見を聞けと。これも1つの方法だろうと思います。

ただ、現状を見ると、一つ一つの児童館で、中高生で利用する人がゼロ人とか1人とか、多くても2人とか、私のところに上がってくる統計上の報告というのはそういう数字なんですよね。（松尾議員「中・高生委員会を知らないのかな。教えてあげて」と呼ぶ）答弁しているときに松尾議員が盛んにやじを飛ばすんですけど、制止していただきたいんですが。

**議長** 十分伝わったと思います、今区長の言葉で。

**区長** そういうイメージで中高生の居場所というのを捉えるのは、私はちょっといかななものかなと。これからつくろうとするものがそういうイメージでいいのかなという意味です。

つまり、新たにつくるのであれば、1人とか2人とかじゃなくて、新たにつくったそこに魅力があり、中高生を引きつける魅力を出していかなきゃいけないし、そういうところに何人か、例えば友達を連れていくとか、そこに行けば友達に会えるとか、あるいはそこで友達をつくれるとか、そういうような居場所にならないと。私は、そういう居場所であれば、それはそれなりに積極的な、前向きな意味があるのかなと。そういうものをつくろうとするときに、じゃ、どういう内容だったらそういうものができるのかなというソフトの部分ですね、そういうところがこれまでの検討の中で1つの課題だったんじゃないかなと、私自身はそういうふうに思っているんです。

中高生の居場所よりも、もしかしたらもっと切迫度の高い行政ニーズというのは、子供という世界の中でもあるのではないかと、こういう意見も多分ないことはないだろうというふうに思うんです。でもあえて、現場から、中高生の居場所を新たにこういうふうにとすることで上がってきたものですから、私としても悩みましたけれども、かなり自信を持って上がってきたというか、これはつくりたいんだという熱意があったものから、私もそこにちょっとかけて、計画にのせてもいいんじゃないかなということで御提案をさせていただいたんです。

ですから、今いろいろな館でやっている子供のイメージだけじゃなくて、もっと新しい、同じ子供なんだけれども、新しい層というか、そういう人たちを発掘というかな、

潜在ニーズをきちっと掘り起こして、なるほど、新しい居場所としてこういう場所をつくった意味があるなと評価されるようなものをぜひ、つくる限りはつくりたいと思うし、そのために、議会も含め、いろんなアイデアを出していただければありがたいな、ということでございます。

**事業調整担当課長（安藤）** 私からは、創業支援による創業者数の目標値についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、33年の目標値が、以前、年45件でしたが、近年、28、29と創業者数が非常に増加をしております。その状況を踏まえ、確かに29年は101という形でしたが、その前年等々の数値を踏まえて、年80件が適切な数字だと判断をいたしまして、80件としてございます。

増加する傾向にあることについては、創業支援の充実が影響していると分析をしております。

私からは以上です。

**財政課長** 施設整備基金40億円の積算についての御質問がございました。確かに議員御指摘のとおり、71ページの下段にルールの説明がございまして、文章のほうの説明には55%という数字は掲載しておりません。その55%の意味につきましては、ルールについてという下に、「大規模な工事に施設整備基金を80%充当した場合の全体経費に占める割合」という解説を載せておりますので、そちらを読み込んでいただきたいなと存じます。

**杉並保健所長** 私からは、自殺未遂の方への対応についてお答えさせていただきます。

杉並区では大体毎年100人前後の方が自殺されておりますけれども、統計上約20%ぐらいの方が、自殺未遂を繰り返した末の既遂ということが言われております。

そのような中で、杉並区といたしましては、自殺未遂者への対応といたしまして、まず第1に、関係機関連絡会というのをつくっております。その委員としましては、消防、警察、NPO、二次救急指定病院、医師会、精神科医、保健センター等、もろもろの多機関で連絡会をつくっているところでございます。

その中の1つの対応といたしまして、二次救急医療病院の中には、いろんな身体合併症ということで、大量服薬の方や、例えばリストカットのような方が自殺未遂者として救急指定病院に行かれることがありますので、その方の同意が得られたならばのことですけれども、一定の治療終了後に保健センター等に御紹介いただき、その後相談につなげるということ考えているところでございます。

以上です。

**高齢者施策課長** 私のほうからは、長寿応援ポイントの見直しのことについてお話しさせていただきます。

長寿応援ポイントは、生きがいを持って高齢期を過ごすということのきっかけにさせていただくということで進めているもので、地域貢献や生きがい活動、健康増進事業ということでポイントを付与するという形になっています。

ただ、その地域貢献、健康増進、生きがい活動、バランスが大分崩れてきて、趣味の活動が非常に大きくなっているというのがございます。そういったバランスをとらなきゃいけない部分で、何らかの形で見直しをしなければいけない。

また、長寿応援ポイントを使って、地域の団体等を支援していくという取り組みもしているんですけども、団体さんも、事業の拡大と、あと拡充というふうな形で大分固定化をしてきている部分もございます。一方で、生活支援体制整備ということで、地域の方が地域のためにマップづくりとかしていることもありますので、そういったところに今後支援を広げていければいいなということで、見直しを図っていただければと思っています。

**保育課長** 私からは、病児保育のお尋ねにお答えします。

病児保育について非常にニーズが大きいということは、私どももよく認識しているところでございます。したがって、これまでの計画では31年度のところに1所とありましたが、病児保育室は開設に向けていろいろと課題もある中で、今回は32年度にさらに1所ということで計画して、ここはしっかりと対応したいというふうに考えてございます。

**議長** 以上で質疑は終了いたしました。

これをもちまして、杉並区総合計画（10年プラン）・杉並区実行計画（3年プログラム）等の改定案について、外2件についての質疑を終了いたします。

以上で本日の全員協議会を閉会いたします。

（午後 5時28分 閉会）